

議題（6）第10期刈谷市介護保険事業計画・刈谷市高齢者
福祉計画骨子案について

第10期刈谷市介護保険事業計画・ 刈谷市高齢者福祉計画 【骨子案】

令和8年9月
刈谷市

は じ め に

市長あいさつ

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨と背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 国が示す基本指針の主な内容	3
5 その他の国の福祉・介護に関連する動き	5
(1) 共生社会の実現を推進するための認知症基本法の成立	5
(2) 孤独・孤立対策の推進	6
(3) 社会福祉法の一部を改正する法律の成立	6
第2章 刈谷市の介護保険・高齢者福祉の状況	7
1 統計からみる高齢者の状況	7
(1) 人口の状況	7
(2) 世帯の状況	9
2 介護保険サービス等の利用状況	10
(1) 要支援・要介護認定者の状況	10
(2) 認定率の状況	11
(3) 介護保険サービスの利用状況	12
(4) 地域支援事業・高齢者福祉サービスの利用状況	18
3 日常生活圏域の状況	24
(1) 北部圏域（富士松・雁が音）	26
(2) 中部圏域（刈谷南・刈谷東）	28
(3) 南部圏域（依佐美・朝日）	30
4 他市との比較	32
(1) 人口の状況	32
(2) 認定者の状況	33
(3) 介護保険サービスの利用状況	35
(4) 保険料の状況	36
5 高齢者等実態調査の実施概要	37
第3章 第10期計画の方向性	38
1 国の動向から定める主な方向性	38
2 統計資料から定める主な方向性	39
3 調査結果から定める主な方向性	39
第4章 計画の基本方針と具体的施策	40
1 計画の基本理念	40

2	計画の基本目標	41
3	施策の体系	42
4	具体的施策及び重点取組	44
	基本目標1 介護予防の推進	44
	基本目標2 地域での暮らしを支える体制整備	50
	基本目標3 在宅医療・介護連携の推進	62
	基本目標4 認知症施策の充実【認知症施策推進計画】	66
	基本目標5 安定的な介護保険制度の運営	70
5	計画の成果目標指標	78
第5章	介護保険事業費と介護保険料	79
1	保険料算定の手順	79
2	被保険者数・認定者数の推計	79
3	施設・居住系サービス利用者数の推計	79
4	居宅サービス利用者数の推計	79
5	介護保険給付費等の見込み	79
6	第1号被保険者の保険料	79
第6章	計画の推進体制	80
1	計画の進行管理	80
2	保険者機能強化推進交付金等の活用	80
資料編		81
1	策定の経過	81
2	懇話会	81
3	用語説明（介護保険サービス）	81
4	用語説明（五十音順）	81

第 1 章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨と背景

介護保険制度は平成 12 年（2000 年）に創設され、25 年が経過しました。その間、社会保障の根幹として定着するとともに、時代の変化や要介護高齢者のニーズの多様化に応じて度重なる見直しが行われてきました。いわゆる「団塊の世代」のすべてが 75 歳以上の後期高齢者となった令和 7 年（2025 年）を経て、現在は大きな転換点である令和 22 年（2040 年）を見据えた局面にあります。令和 22 年（2040 年）に向けては、高齢者人口がピークを迎える一方で、生産年齢人口の減少が急速に加速することが確実視されています。これにより、要介護高齢者のさらなる増加や認知症高齢者の増加への対応、限られた支え手の確保が全国的な重要課題となっています。

国では、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や、介護ニーズの見込等を踏まえた介護サービス基盤の整備を求めています。同時に、地域の実情に応じた「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進、介護人材の確保・定着、及びデジタル技術を活用した介護現場の生産性向上を図るため、より具体的な施策や目標を提示することが重要であるとしています。

刈谷市（以下、「本市」という）では令和 6 年（2024 年）3 月に「第 9 期刈谷市介護保険事業計画・刈谷市高齢者福祉計画」（以下、「前回計画」という）を策定し、誰もが安心して住み慣れた地域で継続して暮らすことができるよう、各種施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

前回計画の計画期間が令和 8 年度（2026 年度）に終了することから、令和 9 年度（2027 年度）を初年度とする「第 10 期刈谷市介護保険事業計画・刈谷市高齢者福祉計画」（以下、「本計画」という）を策定します。

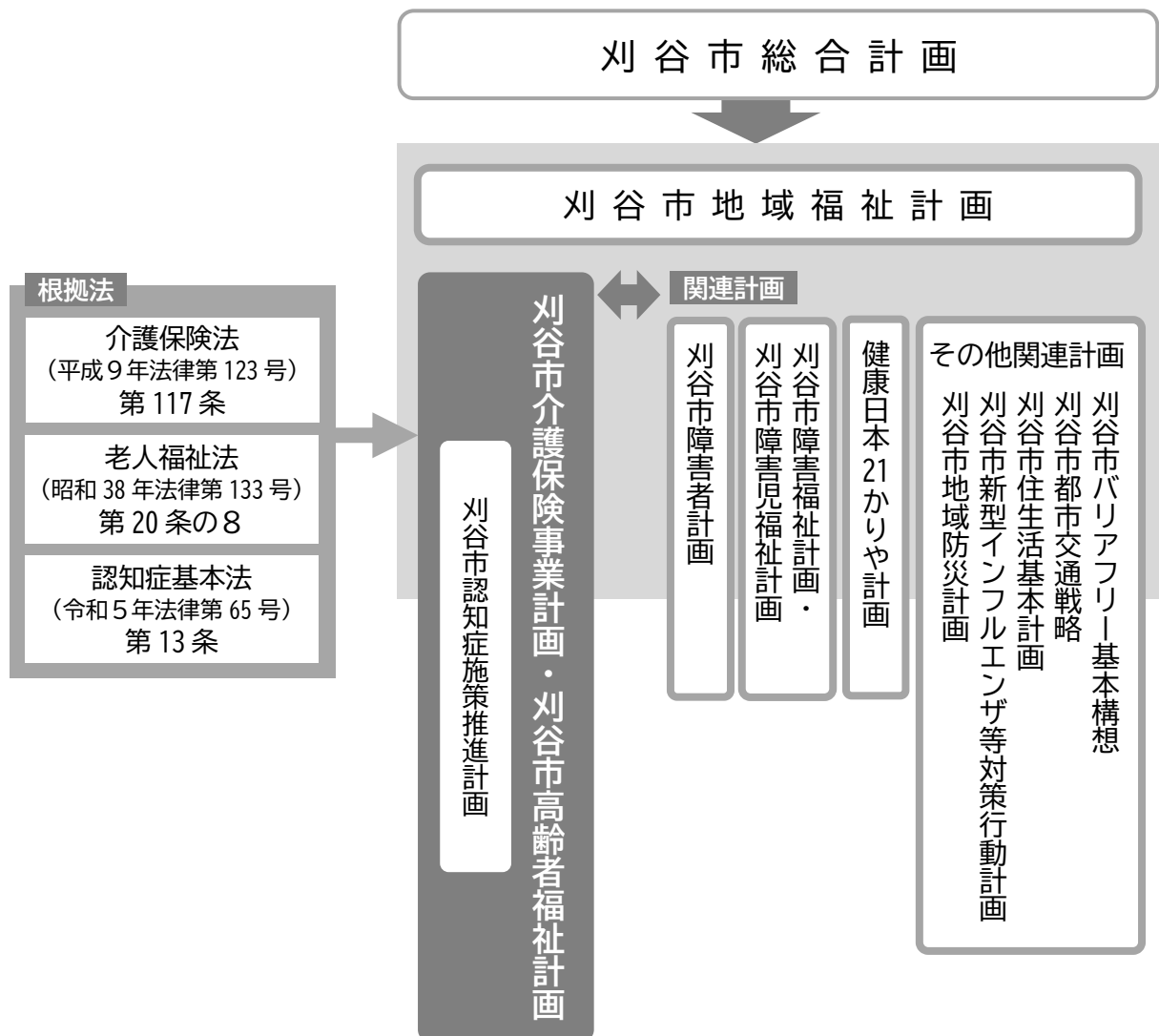
また、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定めることとなっており、本計画もこの指針の内容を踏まえたものとします。

2 計画の位置づけ

本計画は、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」と、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」を一体的に策定する計画です。また、令和6（2024年）年1月に施行された認知症基本法（令和5年法律第65号）第13条に基づく「市町村認知症施策推進計画」を本計画に包含します。

なお、本計画の策定にあたっては、本市の最上位計画である「刈谷市総合計画」、福祉分野の上位計画である「刈谷市地域福祉計画」や関連計画である「刈谷市障害者計画」、「刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画」、「健康日本21かりや計画」等と整合を図り、相互に連携・調和を図りながら推進します。

■計画の位置づけイメージ



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 9 年度（2027 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 3 年間とします。

また、中長期的な視点として、介護サービスの需要が増加・多様化するとともに現役世代の減少が顕著になる令和 22 年度（2040 年度）や、引き続き 75 歳以上人口が増加傾向にある令和 32 年度（2050 年度）を見据えて計画を定めます。

■計画の期間

年度	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032		R22 2040		R32 2050
計画期間	第 9 期												
				第 10 期（本計画）				第 11 期					

4 国が示す基本指針の主な内容

介護保険法第 116 条第 1 項に基づき、国は介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定めることとされており、本計画も国から示されたこの指針を踏まえて施策を推進します。

第 10 期計画における主な内容は以下のとおりです。

■第 10 期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント

- 令和 22 年（2040 年）にかけて地域のサービス需要が変化していく中で、第 10 期介護保険事業（支援）計画から、都道府県が積極的に関与しながら、令和 22 年（2040 年）等の中長期の介護サービス見込量を見据えて策定していくことが更に重要となる。
- その際、「中山間・人口減少地域対応」「医療・介護連携」「高齢者向け住まい」「人材確保、生産性向上・経営改善支援」等について、第 9 期までの取組を前提に、第 10 期計画における位置付けを明確化した上で、必要な取組を進めることが必要。

（1）介護サービス基盤の計画的な整備

①介護保険事業（支援）計画の策定

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、都道府県と市町村が令和 22 年度（2040 年度）を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討。
- ・計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理。
- ・計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況の提示等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。

②地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

- ・地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定。中山間・人口減少地域においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、新たな類型を含む特例介護サービスの活用等）について議論。
- ・医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築。

（２）地域包括ケアシステムの深化

- ①総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進。
- ②頼れる身寄りがいない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進。
- ③認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

（３）介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

- ①都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築するとともに、生産性向上等の取組の促進を図るための協議会を設置し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。
- ②テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進。

5 その他の国の福祉・介護に関連する動き

(1) 共生社会の実現を推進するための認知症基本法の成立

令和6年(2024年)1月に、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行され、同年12月に「認知症施策推進基本計画」が閣議決定されました。これにより、国においては「新しい認知症観」の普及を打ち出し、当事者の声を踏まえた各種の施策を推進していくこととしています。市町村においては、市町村計画の策定が努力義務とされ、施策の立案から実施、評価にあたっては認知症の人とその家族、支援者等の参画を得ることが重要とされています。

■共生社会の実現を推進するための認知症基本法の基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ①全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ②国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
- ④認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

■「新しい認知症観」の考え方

「認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがある、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができる」という考え方

（２）孤独・孤立対策の推進

近年、社会環境の変化により、職場内・家庭内・地域内における関わりや支え合う機会が減少し、孤独・孤立や「生きづらさ」を感じる人が生じやすい社会となっています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化しました。

このような状況の中で、令和6年（2024年）4月には「孤独・孤立対策推進法」が施行され、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」や「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指すための、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等が規定されました。

■「孤独・孤立対策推進法」の基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ①孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ②孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

（３）社会福祉法の一部を改正する法律の成立

人口減少や超高齢社会の進展、単身高齢世帯の急増などの社会構造の変化に対応するため、令和8（2026）年6月に社会福祉法の一部を改正する法律が成立しました。これにより、国においては、令和22（2040）年に向けた地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充、福祉人材の安定的な確保・定着支援、支援基盤の強化等に取り組むこととしています。

■介護・高齢者分野に特に関連する改正事項

●地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充

- ・特定地域サービス、特定地域居宅サービス等事業の創設／介護予防・地域の支え合いの推進に向けた拠点機能の強化
 - ・頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の充実
 - ・成年後見制度等の適切な利用の支援
 - ・介護保険事業（支援）計画の見直し
- 等

●福祉人材の安定的な確保及び定着支援

- ・介護福祉士養成施設卒業者の経過措置の見直し
 - ・ケアマネジャー（介護支援専門員）の更新制の廃止
- 等

第2章 刈谷市の介護保険・高齢者福祉の状況

1 統計からみる高齢者の状況

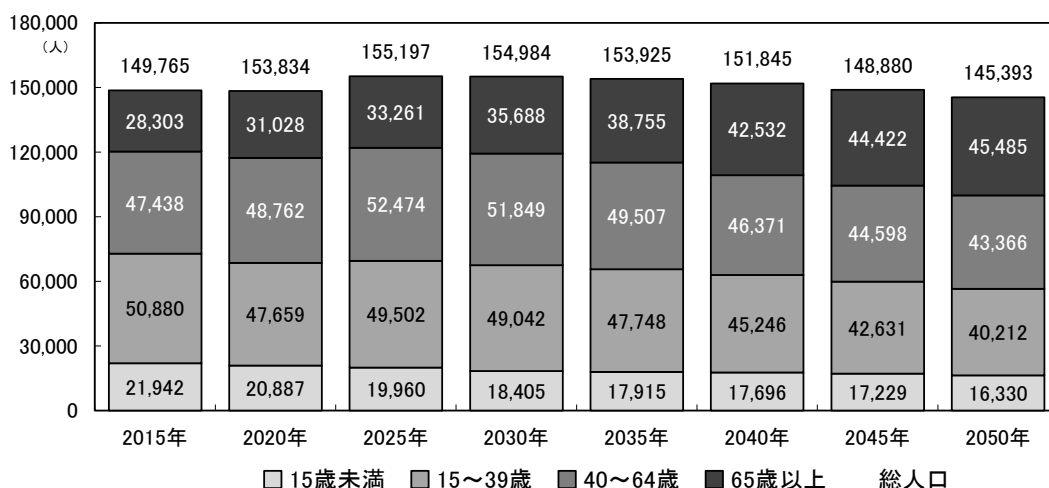
(1) 人口の状況

・2025年度給付費及び地域支援事業費は決算額確定後、差替えを行います。

・総務省(国勢調査)、厚生労働省又は国立社会保障・人口問題研究所が発表する情報に基づくデータは最新データ公開後、差替えを行います。

本市の総人口は増加傾向にありますが、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、令和7年(2025年)をピークに減少に転じる見込みです。人口が減少局面に入ってから65歳以上の高齢者人口は継続して増加します。高齢化率は全国、愛知県と比較して低く推移していますが、継続して上昇し、特に令和7年(2025年)以降は増加率が高まることが見込まれます。なお、令和8年3月1日現在の住民基本台帳による人口は152,537人(高齢化率21.0%)となっています。

■人口の推移と推計

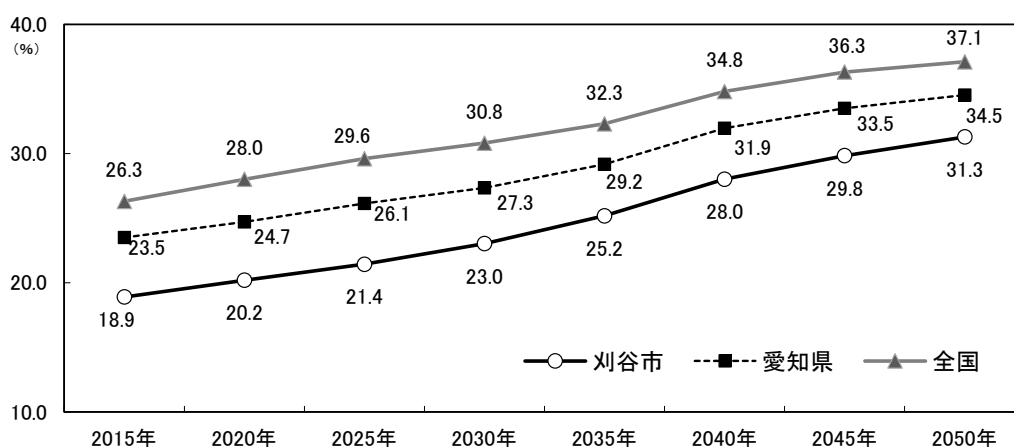


※令和2年(2020年)までの総人口には「年齢不詳」が含まれるため、各年代区分別人口の合計と一致しません。

資料：令和2年(2020年)までは「国勢調査」、

令和7年(2025年)以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」

■高齢化率の推移と推計



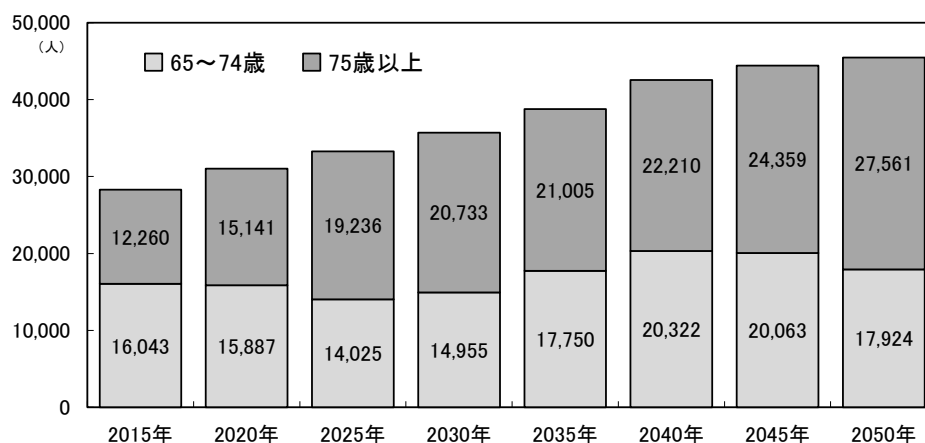
※高齢化率の算出には分母に年齢不詳人口を含みます。

資料：令和2年(2020年)までは「国勢調査」、

令和7年(2025年)以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」

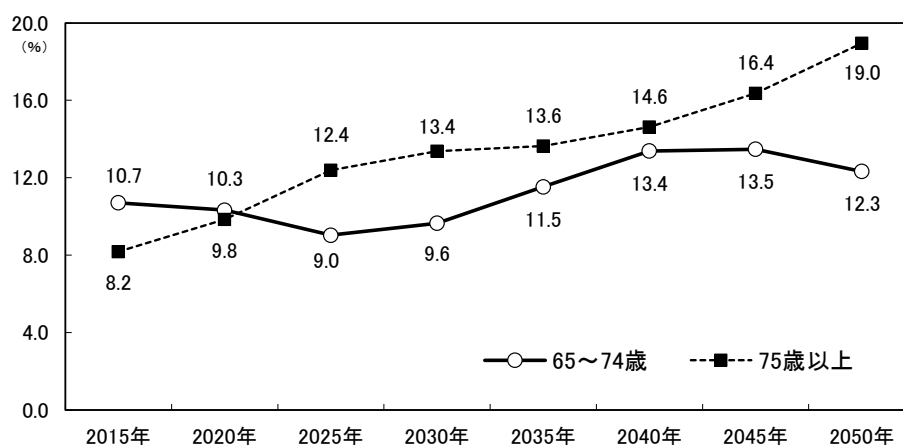
本市の高齢者人口を 65～74 歳の前期高齢者と 75 歳以上の後期高齢者に分けてみると、前期高齢者数は令和 7 年（2025 年）から令和 22 年（2040 年）にかけて継続して増加し、その後減少傾向となる見込みです。後期高齢者数は継続して増加し、総人口に占める割合は令和 7 年（2025 年）から前期高齢者の割合を後期高齢者の割合が上回る見通しです。

■高齢者人口の推移と推計



資料：令和 2 年（2020 年）までは「国勢調査」、
令和 7 年（2025 年）以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和 5 年推計）」

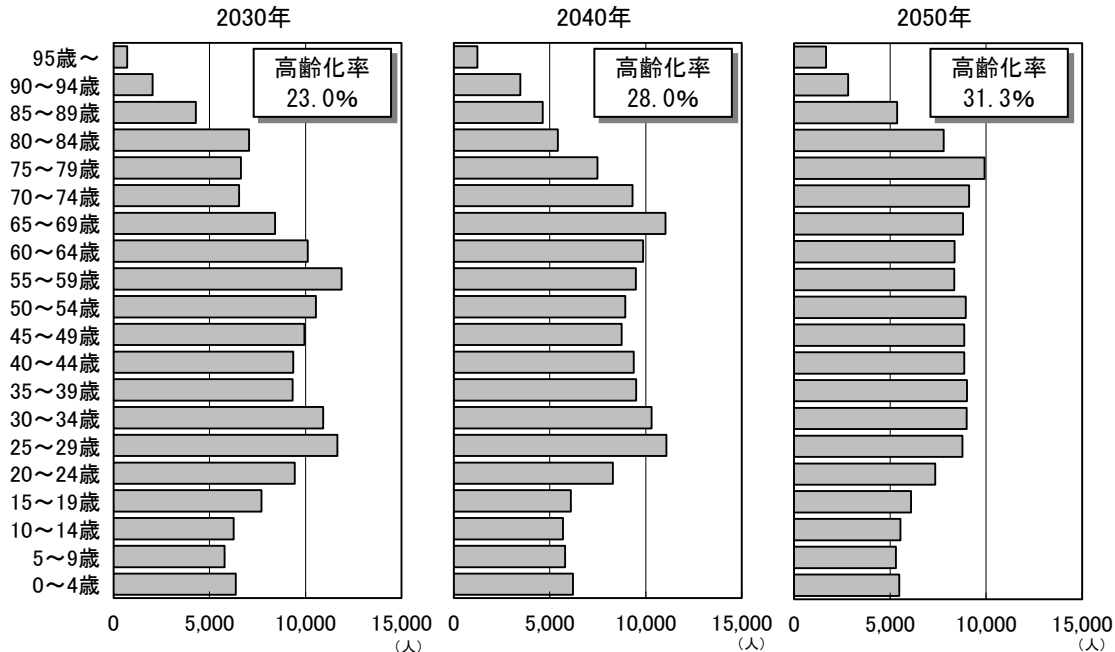
■高齢者人口割合の推移と推計



資料：令和 2 年（2020 年）までは「国勢調査」、
令和 7 年（2025 年）以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和 5 年推計）」

令和 12 年（2030 年）と令和 32 年（2050 年）の年齢別人口をみると、令和 12 年（2030 年）に最も人口が多い 55～59 歳が令和 32 年（2050 年）に 75～79 歳となり、高齢者人口の割合が大きくなることが予測されます。

■年齢別人口の推計

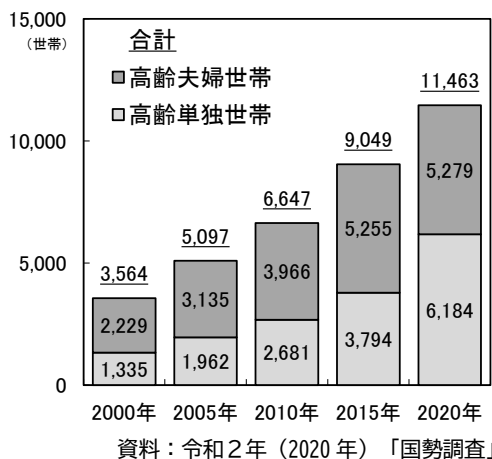


資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和 5 年推計）」

（2）世帯の状況

高齢者世帯数の推移をみると、高齢単独世帯（65 歳以上の人 1 人のみの一般世帯）、高齢夫婦世帯（夫 65 歳以上妻 60 歳以上の夫婦 1 組のみの一般世帯）ともに増加傾向にあります。全国、愛知県との比較をみると、本市では一般世帯に占める単独世帯の割合が高いものの、高齢単独世帯、高齢夫婦世帯の割合は比較的低くなっています。

■高齢者世帯数の推移



■世帯に関する全国、愛知県比較

区分	一般世帯に占める割合（％）			
	単独世帯	高齢単独世帯	高齢夫婦世帯	3 世代世帯
全国	38.0	12.1	11.7	4.2
愛知県	36.3	10.0	10.9	4.5
刈谷市	39.6	7.8	9.1	3.3

資料：令和 2 年（2020 年）「国勢調査」

単 独 世 帯・・・世帯人員が 1 人の世帯

3 世代世帯・・・世帯主との続柄が、祖父母、世帯主の父母（または世帯主の配偶者の父母）、世帯主（または世帯主の配偶者）、子（または子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、3 つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯であり、それ以外の世帯員がいるか否かは不問。4 世代以上が住んでいる場合や、世帯主の父母、世帯主、孫のように子（中間の世代）がいない場合も含む。

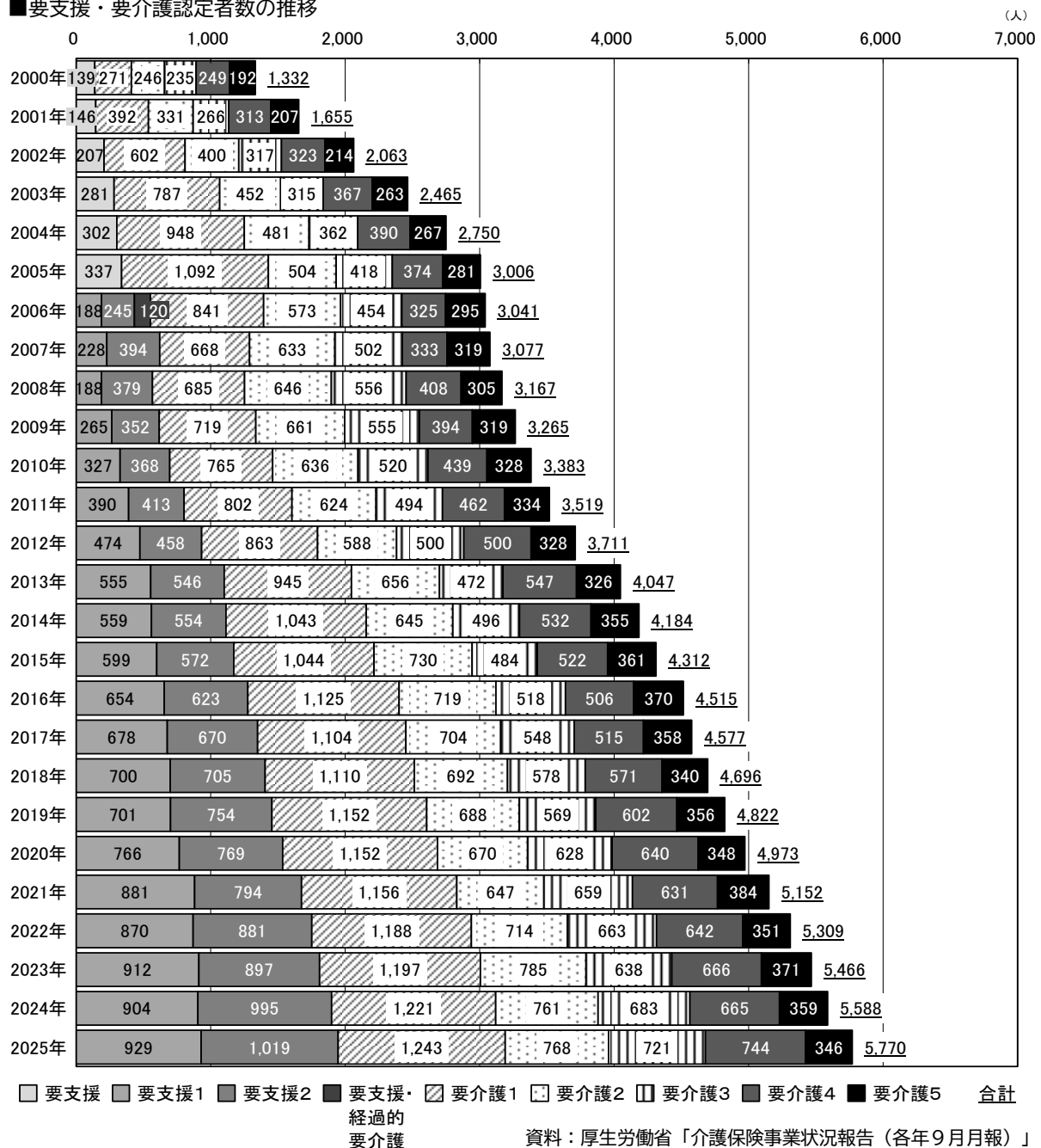
2 介護保険サービス等の利用状況

(1) 要支援・要介護認定者の状況

令和7年（2025年）9月末時点の要支援・要介護認定者数は、5,770人です。介護保険制度が施行された平成12年（2000年）と比較して4,438人増加し、4.3倍となっています。制度の施行以降、毎年300人から400人程度の増加を続けていましたが、平成18年（2006年）の制度改正で、介護予防を大きな柱とした予防重視型システムへ転換したことにより増加が抑えられました。また、平成24年（2012年）からは、団塊の世代が65歳以上に到達したことなどから再び増加のペースが速まっています。

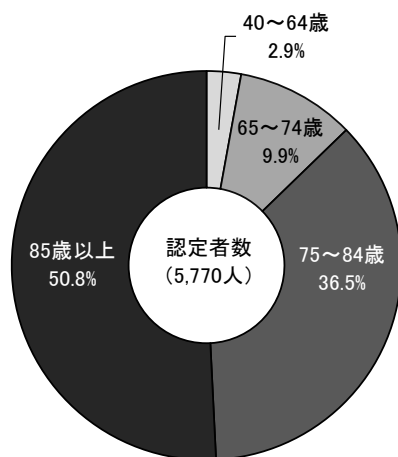
要支援・要介護認定区分別割合をみると、要支援者（要支援・経過的要介護を含む）は平成18年（2006年）に全体の18.2%でしたが、令和7年（2025年）には33.8%となっており、15.6ポイント増となっています。

■要支援・要介護認定者数の推移

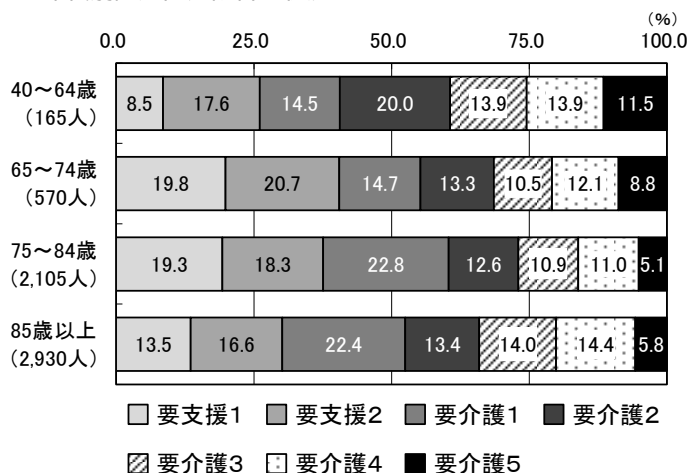


年代別認定者割合をみると、全体の50.8%が85歳以上となっています。また、年代別認定区分割合の状況をみると、65～84歳で要支援1、2の割合が、75歳以上で要介護1の割合が、それぞれ高くなっています。

■年代別認定者割合



■年代別認定区分割合の状況

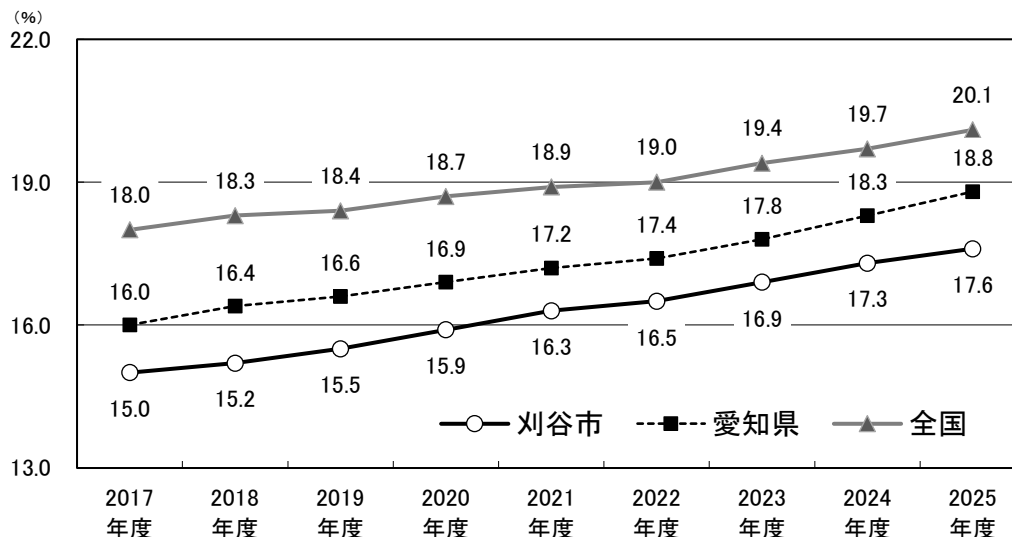


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（令和7年（2025年）9月月報）」

（2）認定率の状況

本市の認定率（65歳以上の高齢者に占める要支援・要介護認定者の割合）は近年15～17%台で推移しています。全国、愛知県と比較しても認定率は低い状況ですが、全国、愛知県と同様に増加傾向となっています。

■認定率の推移



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和6年度（2024年度）は「介護保険事業状況報告（3月月報）」、令和7年度（2025年度）は令和7年（2025年）11月分時点。

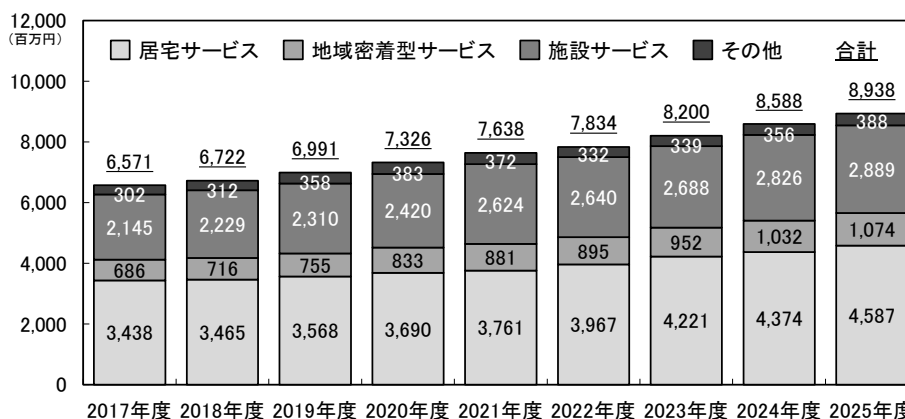
(3) 介護保険サービスの利用状況

① サービス給付費の状況

本市のサービス給付費の推移をみると、いずれのサービスも増加傾向にあります。全体に占める各サービスの割合は、令和7年度（2025年度）で居宅サービスが51.3%、地域密着型サービスが12.0%、施設サービスが32.3%、その他が4.3%となっています。

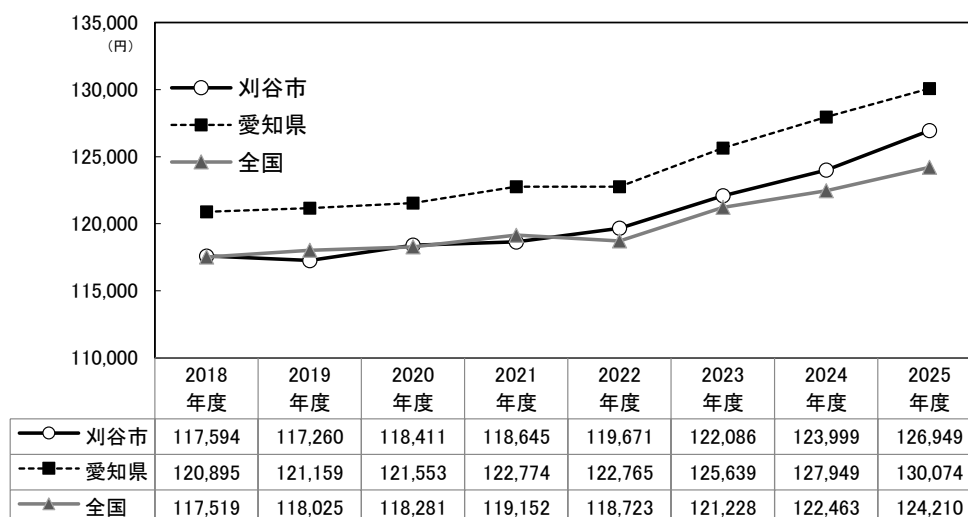
受給者1人あたり給付月額推移をみると、本市の居宅サービスは令和2年度（2020年度）以降増加傾向にあり、全国と同程度の傾向で推移していたものの、令和4年度（2022年度）以降は全国を上回っています。なお、愛知県は、継続して下回って推移しています。

■ 各サービスの給付費の推移



資料：令和5年度（2023年度）までは厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和6年度（2024年度）以降は刈谷市長寿課
 ＊本グラフ中の「その他」は、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、審査支払手数料の合計を意味します。

■ 受給者1人あたり給付月額の推移（居宅サービス＊）



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和6年度（2024年度）は「介護保険事業状況報告（3月月報）」、令和7年度（2025年度）は令和7年（2025年）11月分時点。

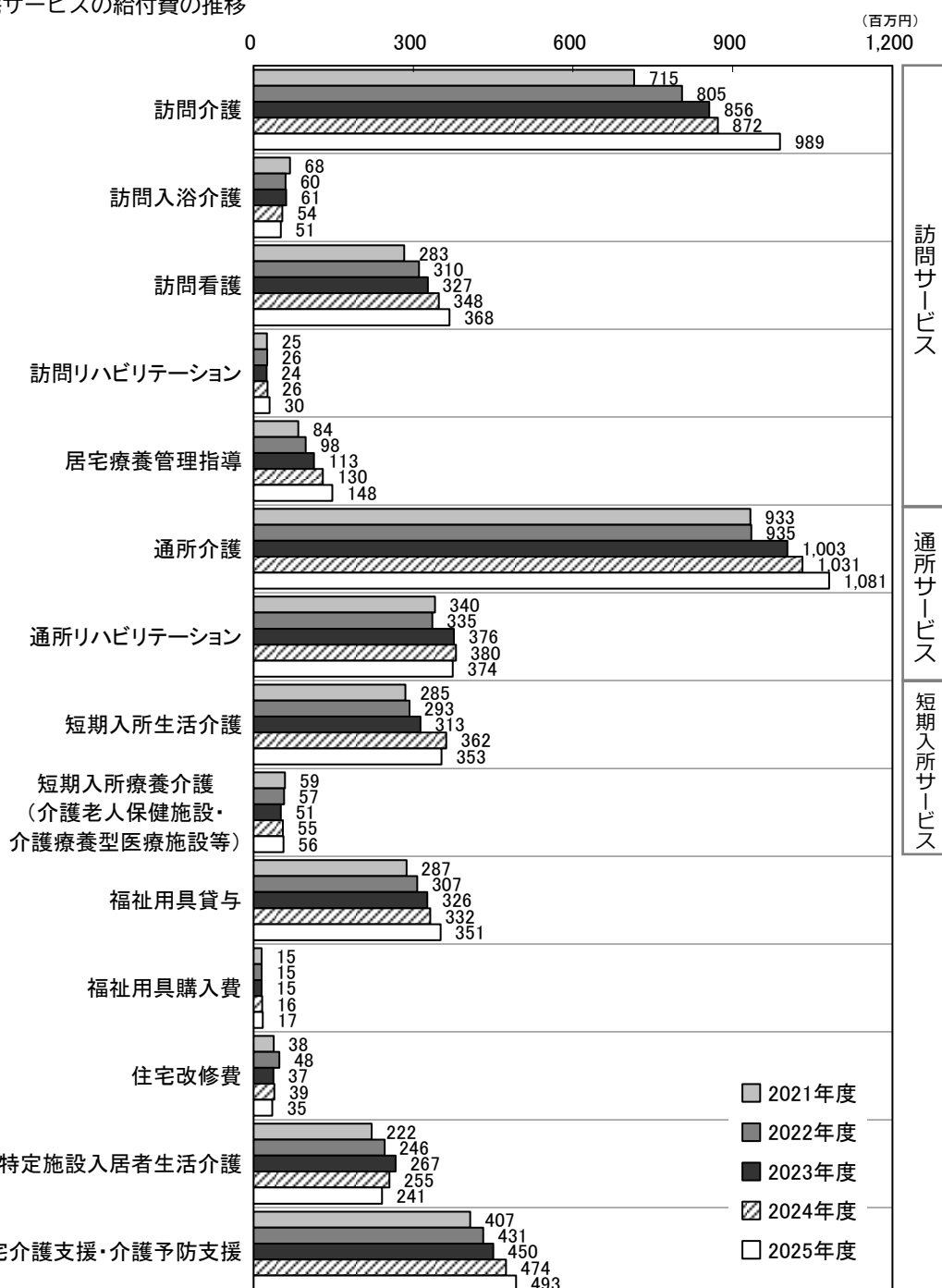
＊本グラフ中の「居宅サービス」は以下のサービスを意味します。

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護（介護老人保健施設）、短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）、短期入所療養介護（介護医療院）、福祉用具貸与、福祉用具購入費、住宅改修費、介護予防支援・居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護

②各サービスの利用状況

居宅サービスの給付費は「通所介護」が最も多くなっており、次いで多くなっている「訪問介護」と合わせた居宅サービスの給付費全体に占める割合は、令和7年度（2025年度）で45.1%となっています。令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）にかけて増加率が高いサービスは、「居宅療養管理指導」「訪問介護」「訪問看護」「短期入所生活介護」「福祉用具貸与」「居宅介護支援・介護予防支援」となっています。

■居宅サービスの給付費の推移

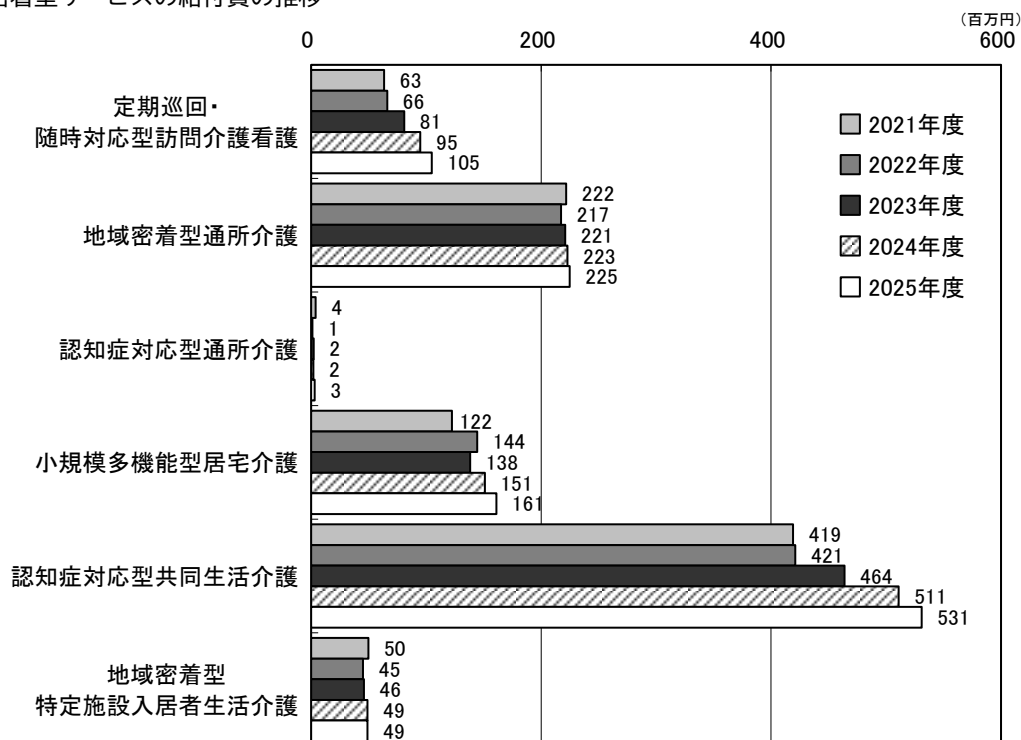


資料：令和5年度（2023年度）までは厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和6年度（2024年度）以降は刈谷市長寿課

地域密着型サービスの給付費は、「認知症対応型共同生活介護」が最も多くなっています。令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）にかけて増加率が高いサービスは、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「小規模多機能型居宅介護」「認知症対応型共同生活介護」となっています。

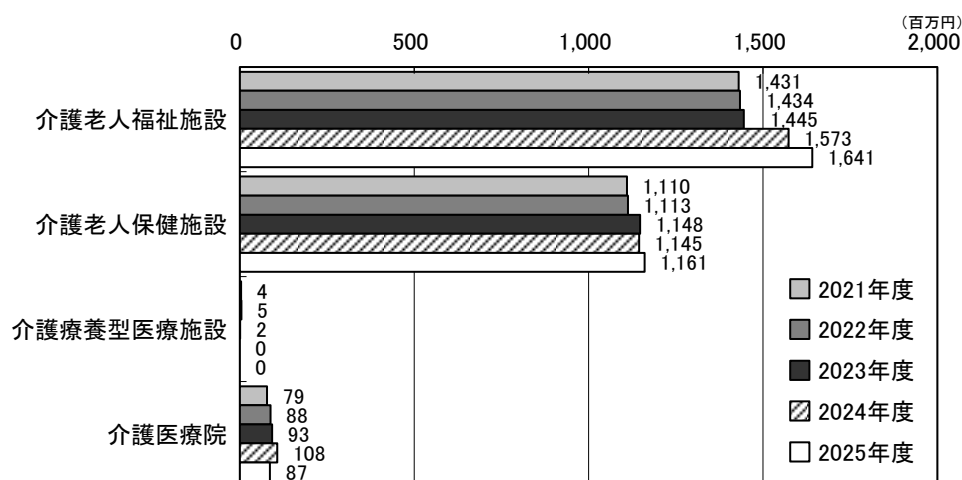
施設サービスの給付費は、「介護老人福祉施設」が令和7年度（2025年度）で16億円を超えており、施設整備に伴い増加しています。

■地域密着型サービスの給付費の推移



資料：令和5年度（2023年度）までは厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和6年度（2024年度）以降は刈谷市長寿課

■施設サービスの給付費の推移



資料：令和5年度（2023年度）までは厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和6年度（2024年度）以降は刈谷市長寿課

③介護保険サービスの年度実績と第9期計画値との比較

介護給付費は、「認知症対応型通所介護」が計画値を大きく上回っており、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「短期入所生活介護」「介護老人福祉施設」「訪問リハビリテーション」等も計画値を上回っています。全体では、令和7年度(2025年度)で実績値が計画値の103.1%と、上回っています。

■介護給付費の年度実績と対計画比（網掛けは対計画比が100%を超えるものを指します。）

サービス名		2024年度			2025年度		
		計画値 (千円)	実績値 (千円)	対計画比 (%)	計画値 (千円)	実績値 (千円)	対計画比 (%)
居宅サービス	訪問介護	846,225	871,902	103.0	911,231	988,840	108.5
	訪問入浴介護	54,852	53,613	97.7	58,205	50,645	87.0
	訪問看護	335,776	300,590	89.5	359,310	318,391	88.6
	訪問リハビリテーション	21,151	20,381	96.4	22,338	24,748	110.8
	居宅療養管理指導	120,845	122,415	101.3	128,271	139,249	108.6
	通所介護	980,746	1,031,348	105.2	996,309	1,081,376	108.5
	通所リハビリテーション	323,279	323,215	100.0	334,989	315,038	94.0
	短期入所生活介護	285,909	355,876	124.5	311,112	347,271	111.6
	短期入所療養介護	60,955	54,466	89.4	62,878	55,480	88.2
	福祉用具貸与	266,691	263,105	98.7	283,437	276,722	97.6
	特定福祉用具販売	12,719	11,307	88.9	12,751	12,080	94.7
	住宅改修	22,050	20,447	92.7	23,538	19,898	84.5
	特定施設入居者生活介護	237,776	236,045	99.3	245,445	219,169	89.3
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	74,091	95,471	128.9	78,704	104,612	132.9
	夜間対応型訪問介護	0	0	-	0	0	-
	地域密着型通所介護	227,609	223,453	98.2	230,433	224,809	97.6
	認知症対応型通所介護	772	2,294	297.2	773	2,795	361.6
	小規模多機能型居宅介護	137,519	142,345	103.5	139,321	152,209	109.3
	認知症対応型共同生活介護	513,847	509,650	99.2	531,394	527,183	99.2
	地域密着型特定施設入居者生活介護	47,439	48,860	103.0	47,499	49,446	104.1
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	-	0	0	-
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	-	0	0	-
	複合型サービス※	0	0	-	0	0	-
施設サービス	介護老人福祉施設	1,465,365	1,573,100	107.4	1,477,231	1,640,520	111.1
	介護老人保健施設	1,194,405	1,145,058	95.9	1,195,917	1,161,456	97.1
	介護医療院	86,178	108,403	125.8	86,287	87,373	101.3
	居宅介護支援	433,800	418,135	96.4	450,374	436,180	96.8
介護給付費 合計		7,749,999	7,931,479	102.3	7,987,747	8,235,490	103.1

※通所介護事業所、訪問介護事業所がそれぞれ相互のサービスを組み合わせて提供する介護保険サービス

予防給付費は、「介護予防訪問リハビリテーション」「特定介護予防福祉用具販売」「介護予防居宅療養管理指導」で計画値を大きく上回っており、全体では、令和7年度（2025年度）で実績値が計画値の111.7%と、上回っています。

標準給付費は、「特定入所者介護サービス費等給付額」「高額介護サービス費等給付額」を除く項目で計画値を上回っており、特に「高額医療合算介護サービス費等給付額」において令和7年度（2025年度）の実績値は計画値の137.7%と、大きく上回っています。

■予防給付費の年度実績と対計画比

サービス名		2024年度			2025年度		
		計画値 (千円)	実績値 (千円)	対計画比 (%)	計画値 (千円)	実績値 (千円)	対計画比 (%)
居宅サービス	介護予防訪問入浴介護	553	0	0.0	553	0	0.0
	介護予防訪問看護	47,392	47,740	100.7	48,388	49,680	102.7
	介護予防訪問リハビリテーション	3,193	5,235	164.0	3,197	5,647	176.6
	介護予防居宅療養管理指導	5,495	7,371	134.1	5,747	8,562	149.0
	介護予防通所リハビリテーション	56,601	56,954	100.6	57,164	58,661	102.6
	介護予防短期入所生活介護	4,815	5,909	122.7	5,682	5,813	102.3
	介護予防短期入所療養介護	376	916	243.6	377	308	81.7
	介護予防福祉用具貸与	55,699	68,734	123.4	55,433	74,243	133.9
	特定介護予防福祉用具販売	3,205	4,856	151.5	3,205	4,900	152.9
	介護予防住宅改修	18,922	18,594	98.3	18,922	15,176	80.2
	介護予防特定施設入居者生活介護	15,963	19,074	119.5	16,694	21,337	127.8
地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	-	0	0	-
	介護予防小規模多機能型居宅介護	8,629	8,453	98.0	9,219	8,795	95.4
	介護予防認知症対応型共同生活介護	3,108	1,561	50.2	3,112	3,914	125.8
介護予防支援		52,334	55,565	106.2	53,380	57,012	106.8
予防給付費 合計		276,285	300,962	108.9	281,073	314,048	111.7

※網掛けは対計画比が100%を超えるものを指します。

■標準給付費の年度実績と対計画比

区分	2024年度			2025年度		
	計画値 (千円)	実績値 (千円)	対計画比 (%)	計画値 (千円)	実績値 (千円)	対計画比 (%)
総給付費	8,026,284	8,232,439	102.6	8,268,820	8,549,541	103.4
特定入所者介護サービス費等給付額	146,723	105,377	71.8	151,603	106,450	70.2
高額介護サービス費等給付額	231,374	211,155	91.3	239,106	237,741	99.4
高額医療合算介護サービス費等給付額	27,426	34,168	124.6	28,303	38,987	137.7
審査支払手数料	4,687	4,949	105.6	4,837	5,179	107.1
標準給付費 合計	8,436,494	8,588,088	101.8	8,692,669	8,937,898	102.8

※網掛けは対計画比が100%を超えるものを指します。

地域支援事業費は、全体で計画値を上回っており、「包括的支援事業・任意事業」が計画値を大きく上回っています。

■地域支援事業費の年度実績と対計画比

サービス名	2024年度			2025年度		
	計画値 (千円)	実績値 (千円)	対計画比 (%)	計画値 (千円)	実績値 (千円)	対計画比 (%)
介護予防・日常生活支援総合事業	297,751	382,820	128.6	313,909	378,103	120.4
包括的支援事業・任意事業	231,079	306,526	132.6	234,339	341,545	145.7
地域支援事業費 合計	528,830	689,346	130.4	548,248	719,648	126.0

※網掛けは対計画比が100%を超えるものを指します。

(4) 地域支援事業・高齢者福祉サービスの利用状況

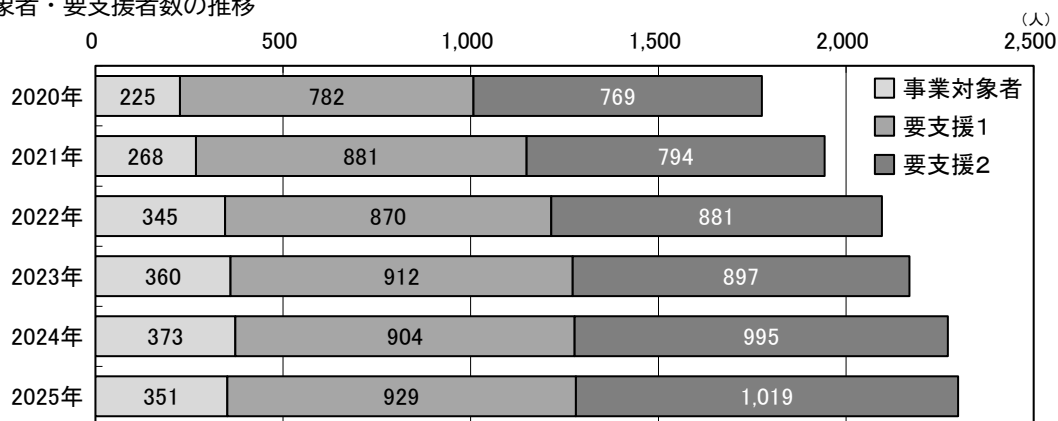
【地域支援事業】

地域支援事業は、要支援・要介護状態になることを予防し、介護が必要となった場合でも、可能な限り、地域で自立した日常生活を営むことができるよう市町村が行う事業です。地域支援事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業は、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた事業対象者と要支援1、2の人に対し実施しています。

事業対象者、要支援1、2についてみると、令和2年（2020年）以降、概ね増加しています。

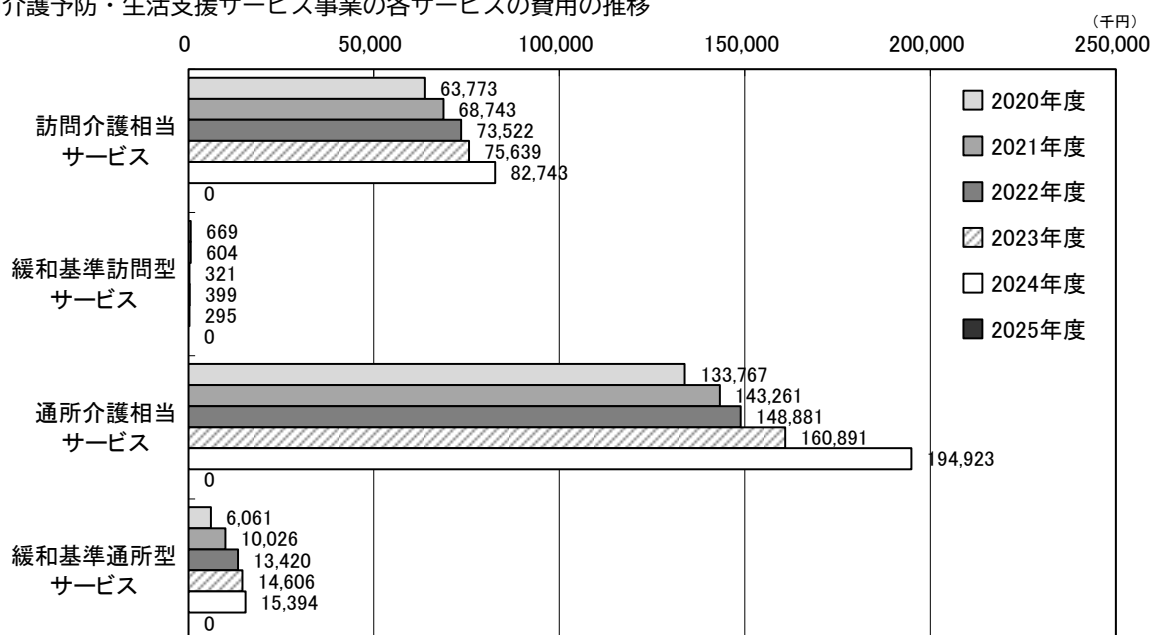
平成29年度（2017年度）から開始した介護予防・生活支援サービス事業の各サービスの費用についてみると、「訪問介護相当サービス」「通所介護相当サービス」「緩和基準通所型サービス」で令和2年度（2020年度）以降、増加しています。

■事業対象者・要支援者数の推移



資料：刈谷市長寿課（各年10月1日時点）

■介護予防・生活支援サービス事業の各サービスの費用の推移



資料：刈谷市長寿課（各年度末）

【介護予防・一般介護予防事業】

①通所型介護予防事業

要介護状態になるおそれの高い高齢者を対象に、通所による介護予防事業を実施しています。

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
筋力向上トレーニング事業	86 人	94 人	84 人	71 人	42 人
口腔機能向上事業	54 人	63 人	87 人	77 人	79 人

※参加者数

②介護予防訪問事業

心身の状況等により通所による事業への参加が困難な人を対象に、管理栄養士が自宅に訪問し、低栄養状態の予防・改善等の相談・指導を短期間で行うほか、必要な事業等につなげています。

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
申込者数	5 人	5 人	11 人	2 人	6 人

③介護予防普及啓発事業

すべての高齢者を対象に、生活機能の維持や向上に向けた取組として、介護予防の基本的な知識の普及・啓発を図るための教室等を開催しています。

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
男性のための栄養教室	99 人	118 人	127 人	113 人	109 人
65 歳からのやさしい栄養教室	32 人	23 人	17 人	24 人	22 人
エンジョイ教室	15,953 人	19,758 人	25,098 人	28,183 人	33,982 人

※「男性のための栄養教室」と「エンジョイ教室」は延べ参加者数、「65歳からのやさしい栄養教室」は参加者数

④地域介護予防活動支援事業

すべての高齢者を対象に、生活習慣病の予防や改善、閉じこもり予防や転倒予防に関する啓発を図るため、地域ごとに教室等を開催しています。

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
健康いちばん教室	192 人	369 人	342 人	350 人	303 人

※延べ参加者数

【在宅高齢者福祉サービス】

①在宅高齢者見守り安心機器貸与

急病その他の緊急時に通報することのできる機器（認知症によりはいかい症状がある高齢者の家族に貸与する機器は、位置情報を確認できるGPS機能付）と屋内に設置するセンサーを貸与しています。

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
利用者数	-	560 人	586 人	600 人	609 人
利用者数(GPS機能付)	-	17 人	15 人	19 人	23 人

※各年度末時点利用者数

②福祉電話（声の訪問）

ひとり暮らし高齢者の安否確認のため、電話による定期的な声の訪問を行っています。

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
声の訪問	43 人	49 人	44 人	41 人	48 人

※利用者数

③救急医療情報キット

ひとり暮らし高齢者等を対象に、緊急時や災害等に備えて、医療情報や連絡先等の情報を保管するキットを配付しています。

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
配付人数	143 人	132 人	175 人	197 人	323 人

④日常生活用具の給付

ひとり暮らし高齢者等が安全に安心して生活できるよう、自宅に火災警報器等の日常生活用具を給付しています。

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
給付人数	15 人	27 人	8 人	10 人	14 人

⑤家具転倒防止器具取付

高齢者のみの世帯等を対象に、家具転倒防止器具の取付けを代行し、災害時の家具転倒事故を防止しています。

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
取付世帯数	4 世帯	5 世帯	9 世帯	17 世帯	4 世帯

⑥配食サービス（一般食、調整食）

見守りが必要で食事の仕度が困難な高齢者を対象に、定期的に自宅に食事を届けるとともに安否確認を行っています。また、病気療養目的などで食事に配慮が必要な高齢者の自宅に主治医などの指示による食事を届けるとともに、安否確認と定期的な栄養相談を行っています。

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
一般食	451 人	495 人	540 人	578 人	561 人
調整食	82 人	79 人	71 人	85 人	77 人

⑦在宅ねたきり・認知症高齢者見舞金

在宅のねたきりまたは認知症高齢者を対象に、見舞金を支給しています。

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
受給者数	814 人	835 人	886 人	981 人	942 人

※各年度後期受給者数

⑧在宅ねたきり・認知症高齢者おむつ費用助成

在宅ねたきり・認知症高齢者見舞金受給者で常時おむつを必要とする人を対象に、おむつ費用助成利用券を交付しています。

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
交付人数	713 人	739 人	778 人	787 人	864 人

※各年度後期交付人数

⑨寝具クリーニング

ねたきりまたは認知症高齢者を対象に、寝具クリーニングを実施しています。

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
利用者数	28 人	20 人	21 人	33 人	28 人

⑩高齢者タクシー料金助成（高齢者タクシー、介護タクシー）

移動に関して電車やバス等を利用することが困難な高齢者の外出を支援するため、高齢者タクシー料金助成利用券を交付しています。また、通常の自家用車を利用することが困難な高齢者の通院等を支援するため、車いす昇降機やストレッチャーを装備した車両を利用する場合の介護タクシー料金助成利用券を交付しています。

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
高齢者タクシー	249 人	266 人	298 人	323 人	366 人
介護タクシー	398 人	470 人	548 人	611 人	653 人

※延べ交付人数

⑪ショートステイ

在宅において生活するのに不安のある高齢者を、一時的に養護老人ホームで支援しています。

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
利用者数	4 人	8 人	17 人	16 人	18 人

⑫出張理美容費助成

外出が困難な在宅のねたきり高齢者を対象に、出張理美容費の助成券を交付しています。

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
交付人数	90 人	92 人	90 人	87 人	97 人

⑬あつまりん（生きがい活動支援通所事業）

ボランティアが中心となったミニデイサービスで、昼食の提供やレクリエーションを行っています。

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
延実施日数	119 日	160 日	140 日	153 日	155 日
延参加者数	749 人	1,048 人	929 人	1,138 人	1,440 人

【生活環境の改善の支援】

①住宅改善費補助

要支援・要介護認定者が自宅の住宅改修を行う場合に、介護保険の給付対象を超えた改修費用の一部を補助しています。

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
補助人数	156 人	204 人	158 人	155 人	149 人

②高齢者住宅バリアフリー化工事費補助

要支援・要介護認定を受けていない高齢者を対象に、自宅のバリアフリー化工事にかかった費用の一部を補助しています。

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
補助人数	43 人	89 人	67 人	68 人	56 人

③介護支援ベッド貸与利用料補助

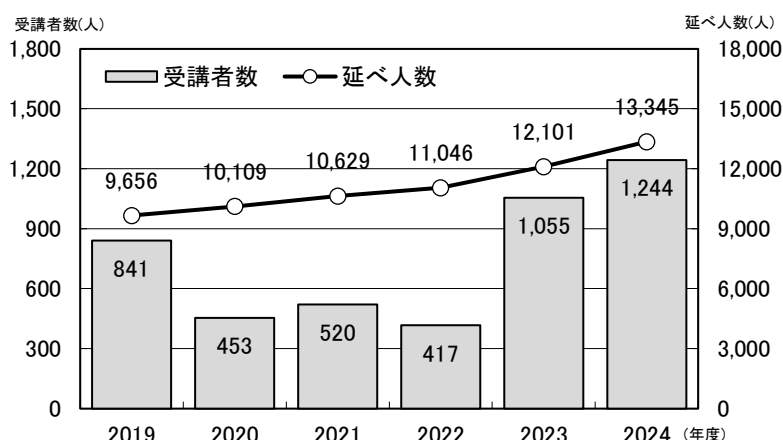
要支援 1、2、要介護 1 の認定を受け、寝具からの立ち上がりが困難な人が介護支援ベッドを借りた場合に、利用料の一部を補助しています。

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
補助人数	173 人	167 人	168 人	172 人	165 人

【認知症サポーター養成講座受講者数】

毎年、講座を継続して実施することにより、累計人数は増加しています。また、令和 5 年度（2023 年度）には受講者数が 1,000 人を超えています。

■認知症サポーター養成講座受講者数（延べ人数）



資料：刈谷市長寿課（各年 3 月 31 日時点）

3 日常生活圏域の状況

本市では、第3期介護保険事業計画以降、市内を2中学校区ごとに北部、中部、南部に分け、「日常生活圏域」としています。

また、地域包括支援センターの運営を適切かつ効率的に実施できる環境を構築し、高齢者福祉の充実を図るため、令和4年度（2022年度）に刈谷市基幹型地域包括支援センターを社会福祉協議会内に新設し、令和5年度（2023年度）からは市役所で運営を開始しています。主な業務としては、各地域包括支援センターの総合調整・後方支援、処遇困難・虐待事例の後方支援等を行っています。

■日常生活圏域及び地域包括支援センター

日常生活圏域名	中学校区	地域包括支援センター
北部圏域	富士松・雁が音	刈谷富士松地域包括支援センター 刈谷雁が音地域包括支援センター
中部圏域	刈谷南・刈谷東	刈谷中央地域包括支援センター 刈谷中部地域包括支援センター
南部圏域	依佐美・朝日	刈谷依佐美地域包括支援センター 刈谷朝日地域包括支援センター
市内全域	市内全域	刈谷市基幹型地域包括支援センター

刈谷雁が音地域包括支援センター
(一ツ木福祉センター内)



刈谷富士松地域包括支援センター
(観寿々会総合福祉センター内)



刈谷市基幹型地域包括支援センター
(刈谷市役所内)



刈谷中部地域包括支援センター
(刈谷豊田総合病院内)



刈谷中央地域包括支援センター
(高齢者福祉センターひまわり内)



刈谷依佐美地域包括支援センター
(介護老人保健施設かりや敷地内)



刈谷朝日地域包括支援センター
(南部福祉センターたんぼぼ内)



(1) 北部圏域（富士松・雁が音）

■圏域の状況

項目	北部圏域						市全域割合との差
各年3月31日現在	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年		
人口 (人)	50,905	50,633	50,972	51,005	50,711		-
65歳以上人口 (人)	10,503	10,476	10,562	10,666	10,702		-
高齢化率	20.6%	20.7%	20.7%	20.9%	21.1%		+0.1(2026年時点)
要介護等認定者	1,928人 (認定率 18.0%)						+0.6(認定率)
令和8年3月31日現在	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
認定者 (人)	335	328	434	263	237	221	110
市全域割合との差	+0.5	-0.2	+0.1	±0.0	+0.2	±0.0	±0.0
認知症高齢者 (令和8年3月31日現在)	1,195人 (11.2%)						+1.0

※認定率は、認定者数（令和8年（2026年）3月31日現在）÷高齢者数（令和8年（2026年）3月31日現在）で算出しています。
また、認定者、認知症高齢者には第2号被保険者が含まれます。そのため、認定率、認知症高齢者の割合、各数値の市全域割合との差は、参考値です。

■圏域の地域資源の状況（令和8年（2026年）3月31日現在）

（単位：か所、カッコ内は定員数）

項目	北部圏域		
		富士松	雁が音
●居宅サービス	31	19	12
訪問介護	7	5	2
訪問入浴介護	0	0	0
訪問看護	4	2	2
訪問リハビリテーション	0	0	0
通所介護	9	5	4
通所リハビリテーション	1	0	1
短期入所生活介護	4	4	0
短期入所療養介護	1	0	1
特定施設入居者生活介護	1 (70)	1 (70)	0
福祉用具貸与	2	1	1
特定福祉用具販売	2	1	1
●居宅介護支援	6	3	3
●介護予防支援	2	1	1
●住宅型有料老人ホーム	5 (107)	3 (66)	2 (41)

項目	北部圏域		
		富士松	雁が音
●地域密着型サービス	9	8	1
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
地域密着型通所介護	5	5	0
認知症対応型通所介護	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	1	1	0
認知症対応型共同生活介護	3 (54)	2 (36)	1 (18)
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0

●施設サービス	4	3	1
介護老人福祉施設	3 (310)	3 (310)	0
介護老人保健施設	1 (146)	0	1 (146)
●サービス付き高齢者向け住宅	0	0	0
●地域の高齢者サロン	43	29	14
●地域包括支援センター	2	1	1

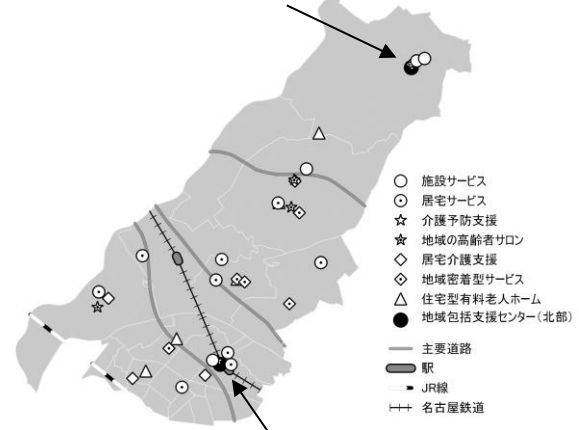
■圏域の特徴

北部圏域では、増加傾向にあった人口が令和8年（2026年）でわずかに減少しています。他の圏域と比較して、高齢者に占める認知症の割合が最も高くなっています。

地域資源は介護老人福祉施設が富士松中学校校区に3事業所あり、他の圏域と比べて施設サービスが充実しています。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果によると、町内会・自治会や祭り・行事への参加割合が市全域と比べて高くなっており、他の圏域より地域活動が活発であることがうかがえます。

刈谷富士松地域包括支援センター
（観寿々会総合福祉センター内）



刈谷雁が音地域包括支援センター
（一ツ木福祉センター内）

■圏域別介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果

指標等項目	調査結果	市全域との差
●高齢者像からみた地域分析		
運動器機能の低下リスク該当者	15.3%	+2.4
転倒リスク該当者	32.5%	+0.1
閉じこもりリスク該当者	12.7%	+0.9
低栄養リスク該当者	0.6%	-1.1
口腔機能低下リスク該当者	23.4%	+0.4
物忘れリスク該当者	42.1%	+0.3
うつ傾向リスク該当者	35.9%	+0.3
IADL低下リスク該当者	4.5%	+0.7
知的能動性の低下リスク該当者	17.5%	-0.8
社会的役割の低下リスク該当者	33.6%	-3.7
●外出の状況		
外出手段は徒歩	55.1%	-1.1
外出手段は自動車（自分で運転）	67.8%	+2.6
外出手段は自動車（人に乗せてもらう）	22.3%	-0.8
外出手段は電車	22.0%	-1.5
外出手段は路線バス	18.4%	+1.9

指標等項目	調査結果	市全域との差
趣味や生きがいとしていることがある方	71.2%	+1.0
地域づくり等の活動に参加者として参加したい方	44.4%	+1.7
地域づくり等の活動に企画・運営として参加したい方	25.7%	+3.2
友人の家を訪ねている方	44.4%	+4.1
誰かと食事を共にする機会がほとんどない方	6.8%	-1.6
ボランティアグループへ参加している方	12.1%	-0.7
スポーツ関係のグループやクラブへ参加している方	27.1%	+2.7
趣味関係のグループへ参加している方	28.2%	+1.0
学習・教養サークルへ参加している方	6.8%	-2.5
健康づくり・介護予防のための通いの場へ参加している方	11.9%	-0.9
いきいきクラブへ参加している方	11.8%	+2.9
町内会・自治会へ参加している方	26.9%	+3.5
収入のある仕事に従事している方	24.9%	+3.1
祭り・行事へ参加している方	27.1%	+4.0

●健康観や幸福観		
主観的に健康状態が良いと感じている方	78.8%	+0.1
幸福感が高いと感じている方（10点満点で8点以上）	55.0%	+2.7
心配事や愚痴を聞いてくれる人がいない方	3.7%	-1.7
病気で寝込んだ時に看病や世話をしてくれる人がいない方	5.6%	-1.7
健康づくり等にきっかけがないという理由で取り組んでいない方	20.8%	-4.1

(2) 中部圏域（刈谷南・刈谷東）

■圏域の状況

項目	中部圏域						市全域割合との差
各年3月31日現在	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年		
人口 (人)	52,229	52,322	52,456	52,757	52,979		-
65歳以上人口 (人)	9,963	9,978	10,085	10,225	10,317		-
高齢化率	19.1	19.1	19.2	19.4	19.5		-1.5(2026年時点)
要介護等認定者	1,874人 (認定率 17.7%)						+0.3(認定率)
令和8年3月31日現在	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
認定者 (人)	277	378	441	265	208	208	97
市全域割合との差	-0.4	0.4	0.3	0.1	0.0	-0.1	-0.1
認知症高齢者 (令和8年3月31日現在)	1,048人 (10.2%)						±0.0

※認定率は、認定者数（令和8年（2026年）3月31日現在）÷高齢者数（令和8年（2026年）3月31日現在）で算出しています。
また、認定者、認知症高齢者には第2号被保険者が含まれます。そのため、認定率、認知症高齢者の割合、各数値の市全域割合との差は、参考値です。

■圏域の地域資源の状況（令和8年（2026年）3月31日現在）

（単位：か所、カッコ内は定員数）

項目	中部圏域		
		刈谷南	刈谷東
●居宅サービス	29	15	14
訪問介護	8	4	4
訪問入浴介護	1	1	0
訪問看護	7	2	5
訪問リハビリテーション	0	0	0
通所介護	5	3	2
通所リハビリテーション	0	0	0
短期入所生活介護	1	1	0
短期入所療養介護	0	0	0
特定施設入居者生活介護	1 (78)	0	1 (78)
福祉用具貸与	3	2	1
特定福祉用具販売	3	2	1
●居宅介護支援	8	6	2
●介護予防支援	2	2	0
●住宅型有料老人ホーム	1 (42)	0	1 (42)

項目	中部圏域		
		刈谷南	刈谷東
●地域密着型サービス	6	3	3
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
地域密着型通所介護	2	2	0
認知症対応型通所介護	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	1	0	1
認知症対応型共同生活介護	3 (54)	1 (18)	2 (36)
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0

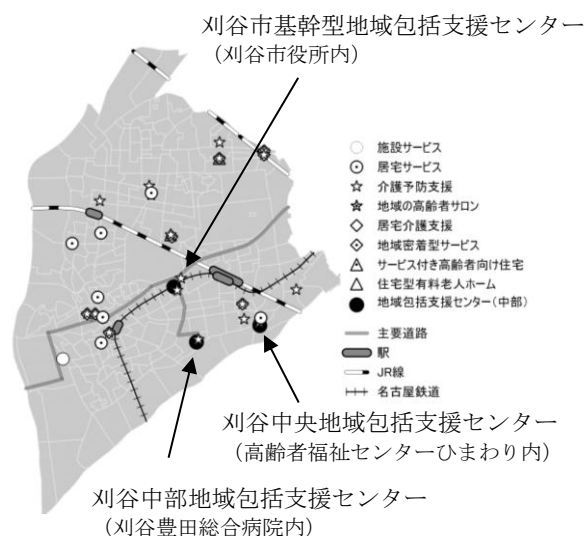
●施設サービス	1	1	0
介護老人福祉施設	1 (120)	1 (120)	0
介護老人保健施設	0	0	0
●サービス付き高齢者向け住宅	1 (28)	1 (28)	0
●地域の高齢者サロン	54	31	23
●地域包括支援センター	2	2	0

■圏域の特徴

中部圏域では、人口は増加傾向で推移しています。

地域資源は、他の圏域と比べ少なくなっています。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果によると、外出手段が徒歩である割合が市全域に比べ高くなっています。また、友人の家を訪ねている割合が市全域と比べて低く、日頃からの人づきあいが比較的少ない可能性があります。



■圏域別介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果

指標等項目	調査結果	市全域との差
●高齢者像からみた地域分析		
運動器機能の低下リスク該当者	11.3%	-1.6
転倒リスク該当者	35.5%	+3.1
閉じこもりリスク該当者	10.1%	-1.7
低栄養リスク該当者	2.3%	+0.6
口腔機能低下リスク該当者	26.6%	+3.6
物忘れリスク該当者	43.1%	+1.3
うつ傾向リスク該当者	36.1%	+0.5
IADL低下リスク該当者	2.9%	-0.9
知的能動性の低下リスク該当者	17.1%	-1.2
社会的役割の低下リスク該当者	36.7%	-0.6
●外出の状況		
外出手段は徒歩	62.1%	+5.9
外出手段は自動車(自分で運転)	66.2%	+1.0
外出手段は自動車(人に乗せてもらう)	24.3%	+1.2
外出手段は電車	27.5%	+4.0
外出手段は路線バス	15.9%	-0.6
●健康観や幸福感		
主観的に健康状態が良いと感じている方	80.1%	+1.4
幸福感が高いと感じている方(10点満点で8点以上)	51.5%	-0.8
心配事や愚痴を聞いてくれる人がいない方	7.2%	+1.8
病気で寝込んだ時に看病や世話をしてくれる人がいない方	8.1%	+0.8
健康づくり等にきっかけがないという理由で取り組んでいない方	25.0%	+0.1

指標等項目	調査結果	市全域との差
趣味や生きがいとしていることがある方	71.7%	+0.5
地域づくり等の活動に参加者として参加したい方	44.0%	+1.3
地域づくり等の活動に企画・運営として参加したい方	22.2%	-0.3
友人の家を訪ねている方	33.2%	-7.1
誰かと食事を共にする機会がほとんどない方	8.1%	-0.3
ボランティアグループへ参加している方	11.9%	-0.9
スポーツ関係のグループやクラブへ参加している方	23.7%	-0.7
趣味関係のグループへ参加している方	29.2%	+2.0
学習・教養サークルへ参加している方	9.5%	+0.2
健康づくり・介護予防のための通いの場へ参加している方	13.5%	+0.7
いきいきクラブへ参加している方	8.7%	-0.2
町内会・自治会へ参加している方	24.6%	+1.2
収入のある仕事に従事している方	22.6%	+0.8
祭り・行事へ参加している方	21.4%	-1.7

(3) 南部圏域（依佐美・朝日）

■圏域の状況

項目	南部圏域						市全域割合との差
各年3月31日現在	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年		
人口 (人)	49,617	49,473	49,254	49,082	48,916		-
65歳以上人口 (人)	10,903	10,859	10,905	10,918	11,007		-
高齢化率	22.0	21.9	22.1	22.2	22.5		+1.5(2026年時点)
要介護等認定者	1,827人 (認定率 16.6%)						-0.8(認定率)
令和8年3月31日現在	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
認定者 (人)	270	346	382	269	212	236	112
市全域割合との差	-0.1	-0.1	-0.5	0.0	-0.1	0.1	0.0
認知症高齢者 (令和8年3月31日現在)	977人 (9.1%)						-1.1

※認定率は、認定者数（令和8年（2026年）3月31日現在）÷高齢者数（令和8年（2026年）3月31日現在）で算出しています。
また、認定者、認知症高齢者には第2号被保険者が含まれます。そのため、認定率、認知症高齢者の割合、各数値の市全域割合との差は、参考値です。

■圏域の地域資源の状況（令和8年（2026年）3月31日現在）

（単位：か所、カッコ内は定員数）

項目	南部圏域		
		依佐美	朝日
●居宅サービス	43	30	13
訪問介護	15	9	6
訪問入浴介護	1	0	1
訪問看護	8	5	3
訪問リハビリテーション	1	1	0
通所介護	11	8	3
通所リハビリテーション	1	1	0
短期入所生活介護	2	2	0
短期入所療養介護	1	1	0
特定施設入居者生活介護	1 (30)	1 (30)	0
福祉用具貸与	1	1	0
特定福祉用具販売	1	1	0
●居宅介護支援	12	8	4
●介護予防支援	2	1	1
●住宅型有料老人ホーム	12 (447)	10 (359)	2 (88)

項目	南部圏域		
		依佐美	朝日
●地域密着型サービス	12	10	2
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	1	0
地域密着型通所介護	4	4	0
認知症対応型通所介護	2	1	1
小規模多機能型居宅介護	1	1	0
認知症対応型共同生活介護	3 (54)	2 (36)	1 (18)
地域密着型特定施設入居者生活介護	1 (20)	1 (20)	0

●施設サービス	2	2	0
介護老人福祉施設	1 (160)	1 (160)	0
介護老人保健施設	1 (100)	1 (100)	0
●サービス付き高齢者向け住宅	3 (169)	2 (134)	1 (35)
●地域の高齢者サロン	56	23	33
●地域包括支援センター	2	1	1

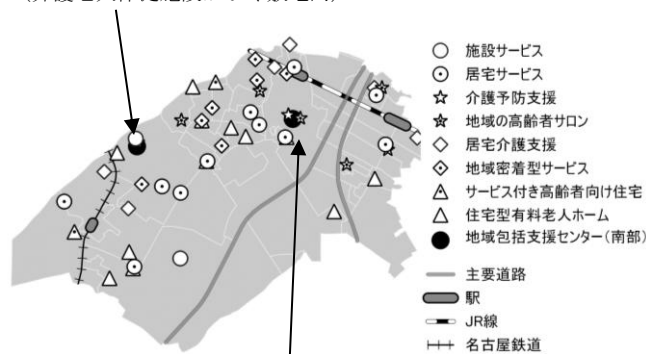
■圏域の特徴

南部圏域は、人口は減少傾向で推移しており、高齢化率、認定率が他の圏域と比べて最も高くなっています。

地域資源は、すべてのサービス項目が存在し、他の圏域と比べサービスが充実しています。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果によると、自動車への依存度が高くなっています。また、友人とのつきあい、ボランティアなどへの参加割合が高く、人づきあいは比較的多いことがうかがえます。

刈谷依佐美地域包括支援センター
(介護老人保健施設かりや敷地内)



刈谷朝日地域包括支援センター
(南部福祉センターたんぼぼ内)

■圏域別介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果

指標等項目	調査結果	市全域との差
●高齢者像からみた地域分析		
運動器機能の低下リスク該当者	11.3%	-1.6
転倒リスク該当者	30.4%	-2.0
閉じこもりリスク該当者	11.3%	-0.5
低栄養リスク該当者	2.4%	+0.7
口腔機能低下リスク該当者	19.9%	-3.1
物忘れリスク該当者	40.6%	-1.2
うつ傾向リスク該当者	33.1%	-2.5
IADL低下リスク該当者	3.2%	-0.6
知的能動性の低下リスク該当者	15.6%	-2.7
社会的役割の低下リスク該当者	36.0%	-1.3
●外出の状況		
外出手段は徒歩	54.0%	-2.2
外出手段は自動車(自分で運転)	70.4%	+5.2
外出手段は自動車(人に乗せてもらう)	25.0%	+1.9
外出手段は電車	21.5%	-2.0
外出手段は路線バス	14.2%	-2.3

指標等項目	調査結果	市全域との差
趣味や生きがいとしていることがある方	68.5%	-1.7
地域づくり等の活動に参加者として参加したい方	42.0%	-0.7
地域づくり等の活動に企画・運営として参加したい方	21.2%	-1.3
友人の家を訪ねている方	44.9%	+4.6
誰かと食事を共にする機会がほとんどない方	5.9%	-2.5
ボランティアグループへ参加している方	17.2%	+4.4
スポーツ関係のグループやクラブへ参加している方	26.9%	+2.5
趣味関係のグループへ参加している方	27.4%	+0.2
学習・教養サークルへ参加している方	12.7%	+3.4
健康づくり・介護予防のための通いの場へ参加している方	14.2%	+1.4
いきいきクラブへ参加している方	8.9%	0.0
町内会・自治会へ参加している方	23.7%	+0.3
収入のある仕事に従事している方	19.6%	-2.2
祭り・行事へ参加している方	25.0%	+1.9

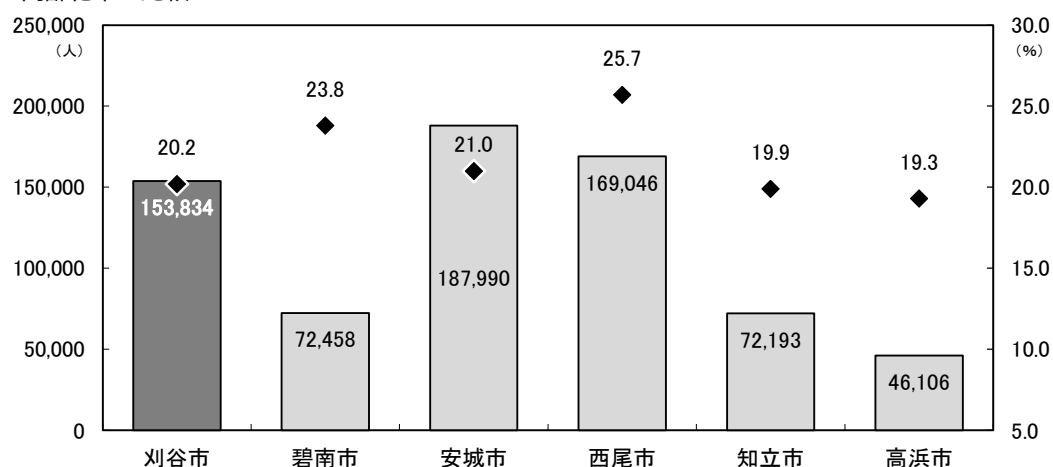
●健康観や幸福感		
主観的に健康状態が良いと感じている方	80.7%	+2.0
幸福感が高いと感じている方(10点満点で8点以上)	54.8%	+2.5
心配事や愚痴を聞いてくれる人がいない方	3.5%	-1.9
病気で寝込んだ時に看病や世話をしてくれる人がいない方	4.0%	-3.3
健康づくり等にきっかけがないという理由で取り組んでいない方	25.8%	+0.9

4 他市との比較

(1) 人口の状況

愛知県の老人福祉圏域で設定されている西三河南部西圏域の自治体（碧南市、安城市、西尾市、知立市、高浜市）と比較すると、本市の高齢化率は高浜市、知立市に次いで圏域内で低くなっています。令和32年（2050年）までの高齢化率の推計では、現在高齢化が進んでいる西尾市以外は令和2年（2020年）と比べて10ポイント前後の増加が見込まれます。

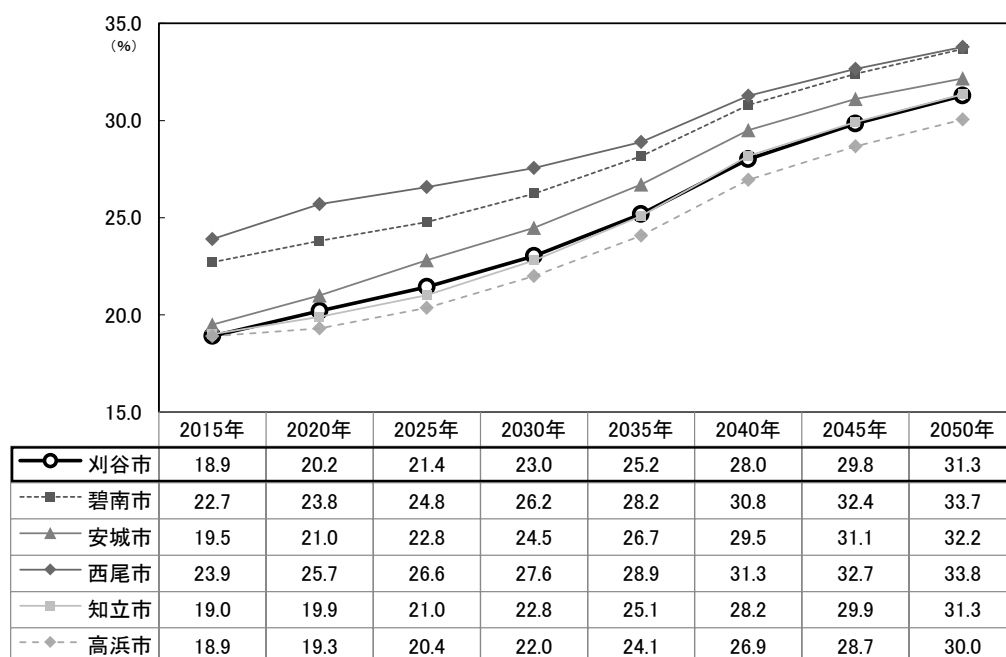
■総人口・高齢化率の比較



※高齢化率の算出には分母に年齢不詳人口を含みます。

資料：令和2年（2020年）「国勢調査」

■高齢化率の推移・推計比較



※高齢化率の算出には分母に年齢不詳人口を含みます。

資料：令和2年（2020年）までは「国勢調査」、

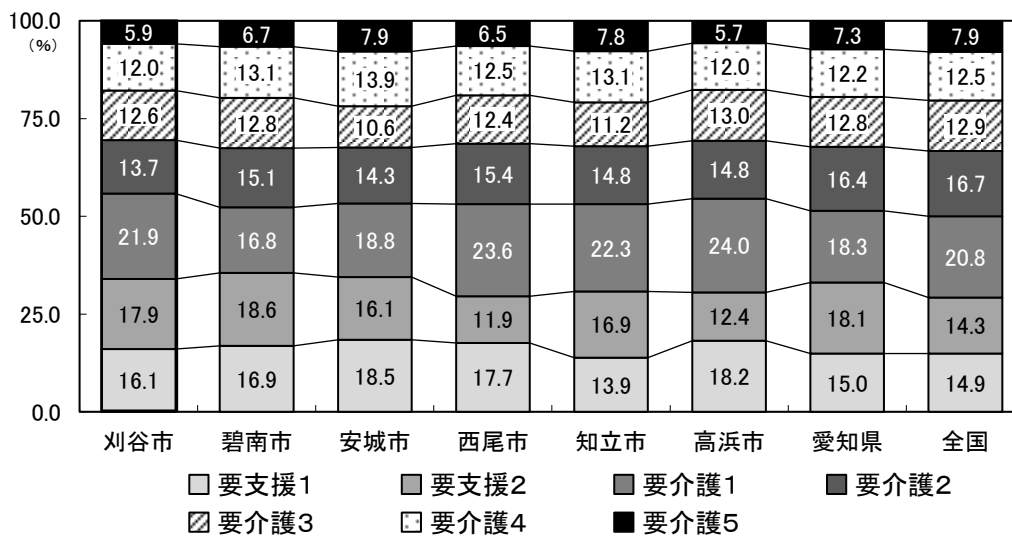
令和7年（2025年）以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

(2) 認定者の状況

令和7年（2025年）11月末時点の要支援・要介護認定者の割合を西三河南部西圏域の自治体及び全国平均、愛知県平均と比較すると、本市は要介護1までの軽度者の割合が高くなっています。

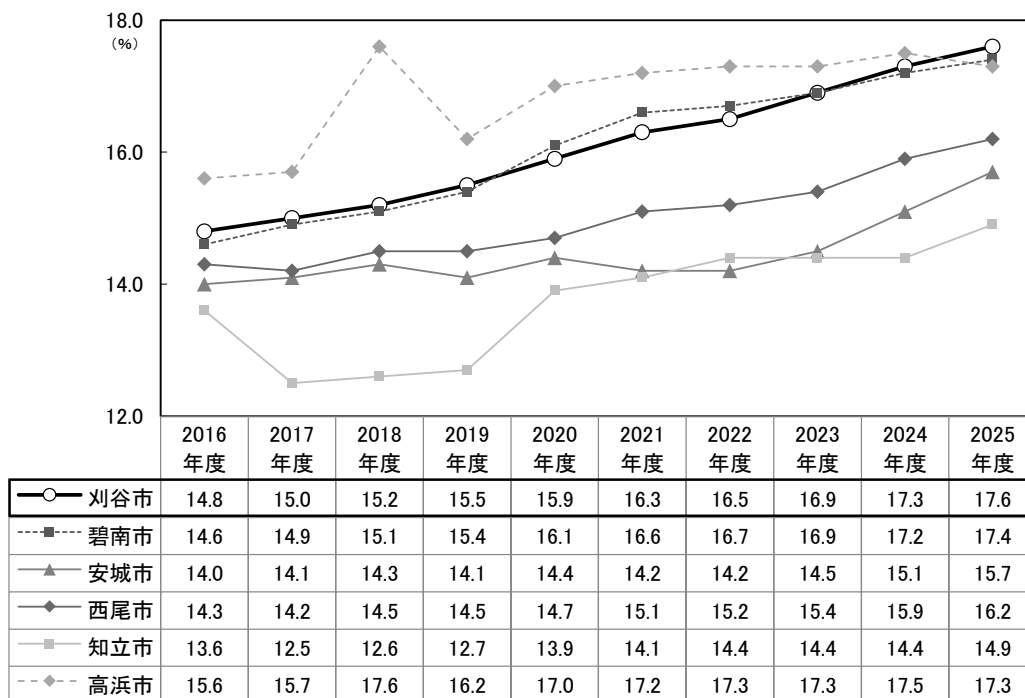
また、認定率の推移を比較すると、本市は平成28年度（2016年度）以降上昇しており、令和7年（2025年）11月末時点において西三河南部西圏域で最も高い17.6%となっています。

■要支援・要介護認定者割合の比較



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（令和7年（2025年）11月月報）」

■認定率の推移比較

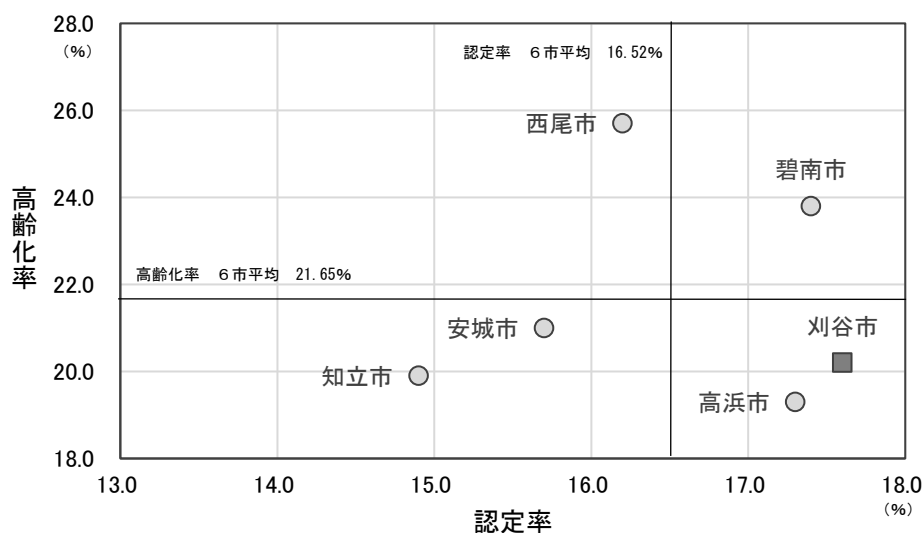


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和6年度（2024年度）は「介護保険事業状況報告（3月月報）」、令和7年（2025年）は「介護保険事業状況報告（11月月報）」

本市の高齢化率と認定率の分布を西三河南部西圏域の自治体と比較すると、高齢化率は低いものの、認定率は6市中最も高い位置にあります。

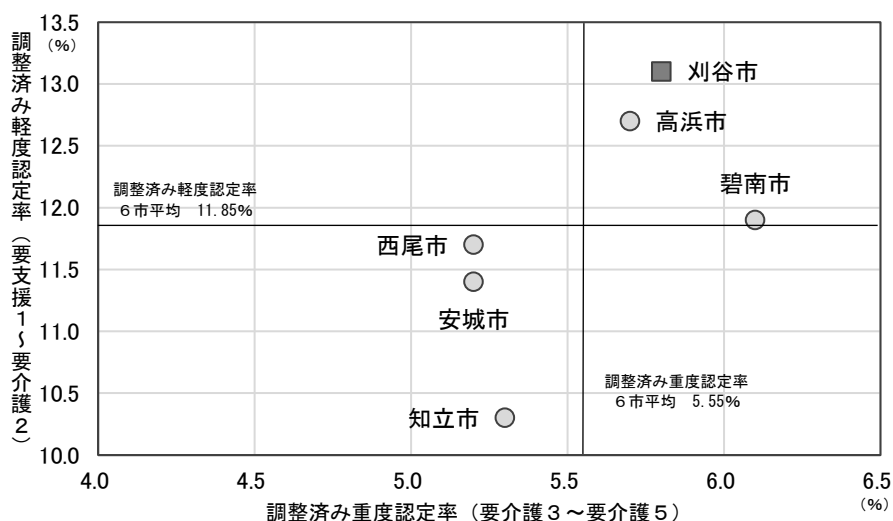
本市の調整済み軽度・重度認定率※を比較すると、軽度（要支援1～要介護2）・重度（要介護3～5）ともに6市平均よりも高くなっており、軽度・重度認定率いずれも高い傾向にあります。

■高齢化率と認定率の分布



資料：高齢化率は令和2年（2020年）「国勢調査」
認定率は令和7年（2025年）厚生労働省「介護保険事業状況報告（11月月報）」

■調整済み軽度・重度認定率の分布



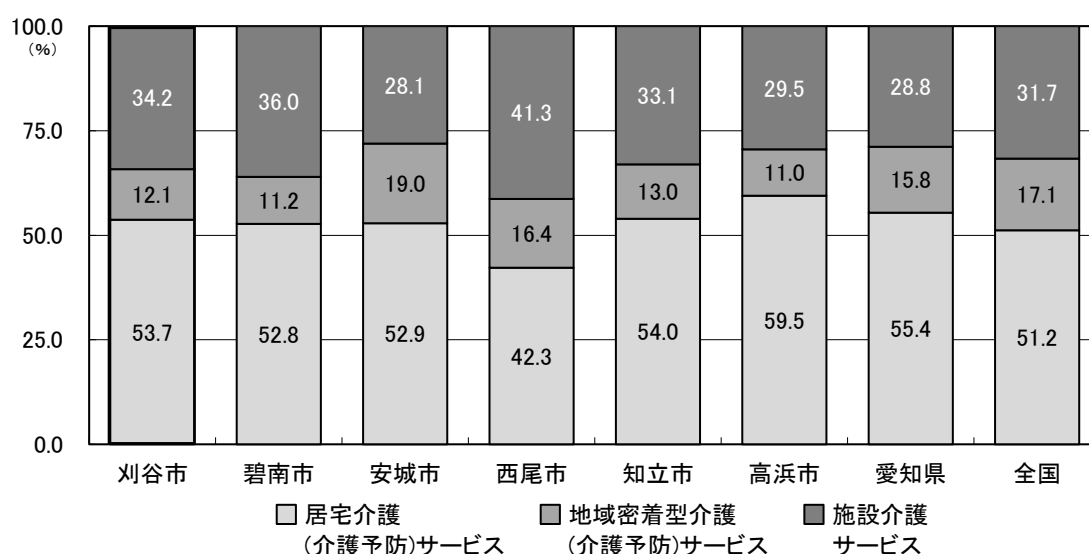
※調整済み軽度・重度認定率…認定率の多寡に大きな影響を及ぼす、「第1号被保険者の性・年齢構成」の影響を除外した認定率を意味します。
資料：令和7年度（2025年度）厚生労働省「介護保険事業状況報告（11月月報）」及び総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

(3) 介護保険サービスの利用状況

令和5年度（2023年度）の総給付費に占める各サービスの割合を西三河南部西圏域の自治体及び全国平均、愛知県平均と比較すると、本市では居宅介護（介護予防）サービスや施設介護サービスの割合がやや高く、地域密着型介護（介護予防）サービスの割合は低くなっています。

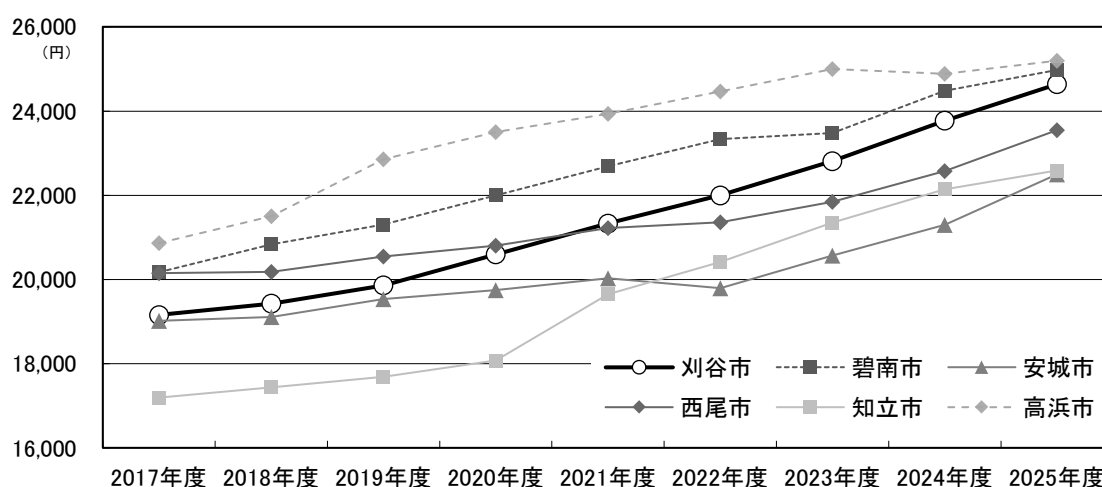
第1号被保険者1人1月あたり費用額を西三河南部西圏域の自治体と比較すると、本市は令和3年度（2021年度）以降、高浜市、碧南市に次いで高くなっています。

■総給付費に占める各サービスの割合の比較



資料：令和5年度（2023年度）厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」

■第1号被保険者1人1月あたり費用額の推移比較

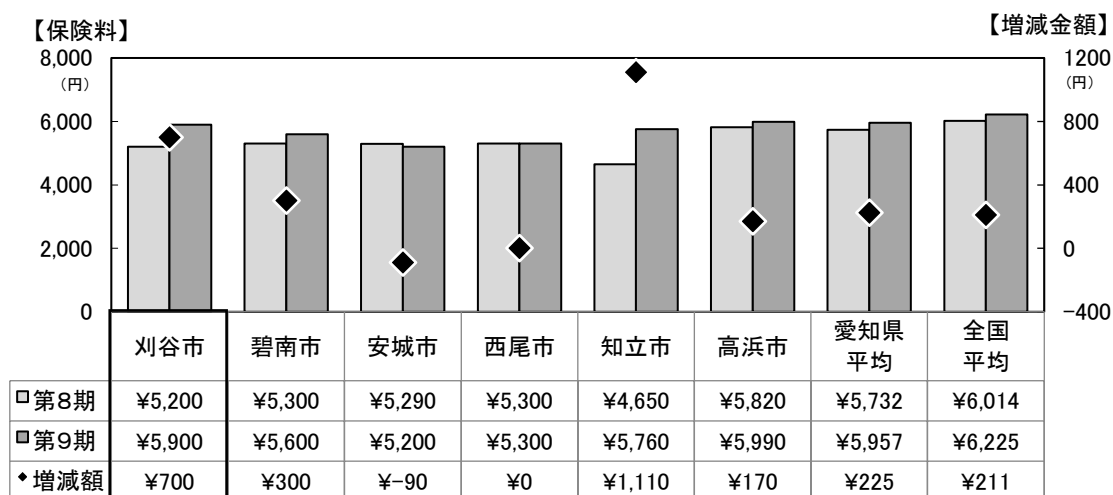


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和6年度（2024年度）は「介護保険事業状況報告（月報）」の12か月累計、令和7年度（2025年度）は「介護保険事業状況報告（月報）」の令和7年9月サービス提供分までの累計

(4) 保険料の状況

保険料を西三河南部西圏域の自治体と比較すると、本市は圏域内で高浜市に次いで2番目に高くなっており、愛知県平均を57円、全国平均を325円、それぞれ下回っています。

■保険料の比較及び増減比較



<参考> 類似団体※の保険料

都道府県名	保険者名	第8期保険料 基準額（月額）	第9期保険料 基準額（月額）	保険料基準額の 伸び率	要介護認定率*
茨城県	日立市	5,150	5,150	0.0%	17.2%
茨城県	ひたちなか市	5,500	6,000	9.1%	16.5%
栃木県	足利市	5,550	5,850	5.4%	17.3%
栃木県	栃木市	5,998	5,927	-1.2%	16.1%
栃木県	小山市	5,741	5,463	-4.8%	15.2%
千葉県	市原市	5,690	6,102	7.2%	17.6%
富山県	高岡市	6,494	6,494	0.0%	21.0%
長野県	上田市	5,902	5,902	0.0%	19.3%
岐阜県	大垣市	5,960	6,340	6.4%	17.6%
静岡県	磐田市	5,100	5,600	9.8%	15.8%
愛知県	刈谷市	5,200	5,900	13.5%	16.9%
愛知県	安城市	5,290	5,200	-1.7%	14.6%
愛知県	西尾市	5,300	5,300	0.0%	15.5%
愛知県	小牧市	4,309	4,906	13.9%	14.7%
愛知県	東三河広域連合	4,990	4,930	-1.2%	16.1%
三重県	松阪市	6,730	6,980	3.7%	22.9%
三重県	鈴鹿亀山地区広域連合	5,781	6,255	8.2%	17.4%
島根県	出雲市	6,260	6,260	0.0%	20.6%
広島県	東広島市	5,700	5,400	-5.3%	16.4%
愛媛県	今治市	6,137	6,137	0.0%	21.3%

※類似団体…人口規模や産業構造等が類似している保険者

*：令和5年（2023年）12月末時点。

資料：厚生労働省「第9期各保険者保険料基準額一覧」

5 高齢者等実態調査の実施概要

本計画策定の基礎資料とするため、高齢者等実態調査を実施しました。調査の概要は以下のとおりです。

なお、調査結果の詳細については、本計画で設定している重点取組に関連する結果を第4章に掲載している他、別途「刈谷市高齢者等実態調査報告書（令和8年3月）」から確認できます。

■調査の実施概要

	一般高齢者	第2号被保険者	居宅要支援・要介護認定者
調査対象	要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の人、要支援認定を受けている人及び事業対象者から無作為抽出	要支援・要介護認定を受けていない55～64歳の人から無作為抽出	要支援・要介護認定を受けて居宅で生活している人から無作為抽出
配布・回収方法	郵送配布、郵送回収またはWEB回答		
調査基準日	令和7年（2025年）12月1日		
調査期間	令和7年（2025年）12月15日～令和8年（2026年）1月15日		
回収状況	配布数	2,200件	2,000件
	有効回答件数	1,197件	973件
	有効回収率	54.4%	48.7%

	事業所	訪問介護員	介護支援専門員
調査対象	市内介護サービス事業所、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホーム	市内の訪問介護、訪問入浴、訪問型サービス（総合事業）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び小規模多機能型居宅介護に従事している訪問介護員	市内の居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所及び小規模多機能型居宅介護事業所に所属している介護支援専門員
配布・回収方法	郵送及びメール配布・回収、またはWEB回答		
調査基準日	令和7年（2025年）11月1日		
調査期間	令和7年（2025年）11月5日～11月25日		
回収状況	配布数	186件	530件
	有効回答件数	131件	191件
	有効回収率	70.4%	36.0%

第3章 第10期計画の方向性

1 国の動向から定める主な方向性

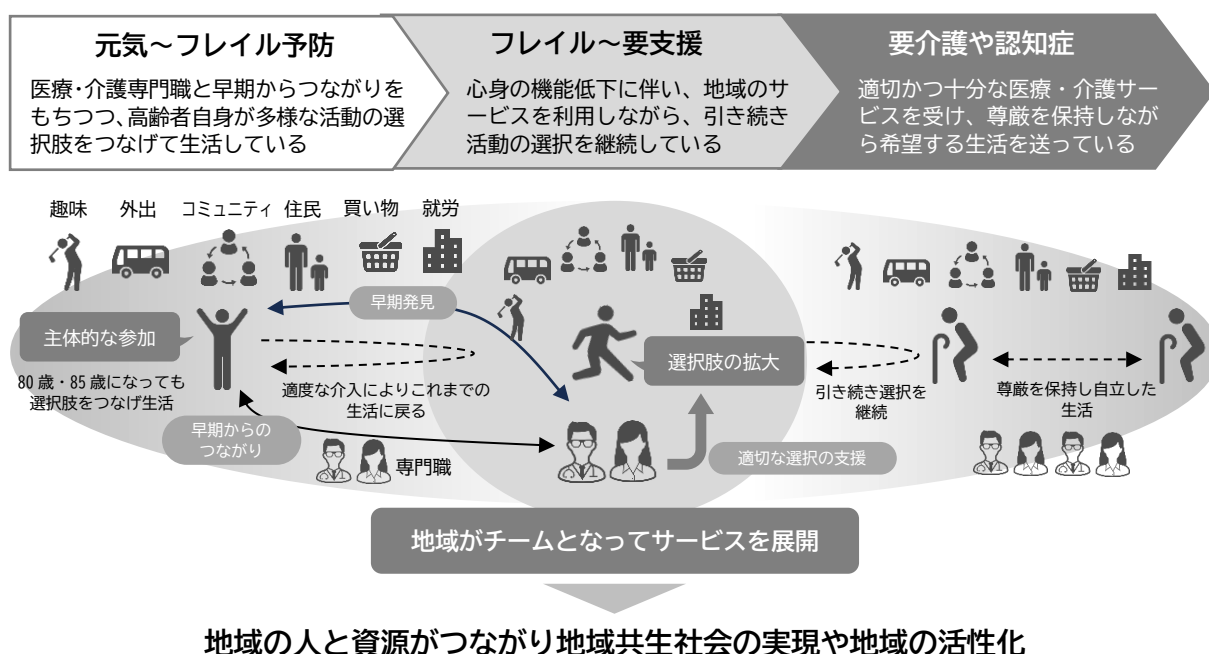
地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を見据え、介護サービス提供体制の計画的整備と、地域包括ケアシステムのさらなる深化が求められています。本市は、高齢者人口のピークが令和22年（2040年）以降となることから、長期的にみても、今後もサービス需要が増え続けることが予想されます。

今後は、特に85歳以上の高齢者の増加に伴い、医療と介護の複合ニーズへの対応が急務となることから、在宅医療や急変時の対応を含め、**医療・介護の連携を一層強化**します。また、生産年齢人口の急速な減少が見込まれるため、介護人材の確保・育成や介護現場の生産性向上など、**安定的な介護保険制度の運営に向けた取組**を推進します。

一方で、高齢者の地域での生活は、医療・介護の専門職との関わりだけでなく、地域住民や生活環境など、多様な主体とのつながりの中で成り立つものです。今後、担い手不足の深刻化が懸念されることも踏まえ、高齢者を含む地域住民の主体的な活動や、地域の多様な主体の参入を促進するとともに、医療・介護の専門職が地域の取組に伴走し、**高齢者自身が希望に応じた活動を選択しながら住み慣れた地域で暮らすことができる体制整備**を進めます。

さらに、「認知症基本法」や「孤独・孤立対策推進法」の趣旨等も踏まえ、高齢者が元気なうちから社会とのつながりを持ち、認知症や介護が必要な状態になっても、必要な支援を受けながら、住み慣れた地域で希望を持って自分らしく暮らし続けられる「地域共生社会」の実現を目指します。

■地域の人と資源がつながる地域共生社会のイメージ



2 統計資料から定める主な方向性

本市の総人口は今後減少に転じ、後期高齢者や高齢者のみ世帯は継続して増加し続ける見込みです。地域での高齢者の見守りや、住み慣れた地域で安全に暮らし続けられる住まいの充実など、**地域での安全な暮らしを支える体制整備**を推進します。

また、本市は近隣他市と比較して高齢化率は低いものの、要支援・要介護認定率は近年上昇を続けており、圏域内で最も高い水準となっています。特に、要介護1までの軽度者の割合が高いことから、重度化防止に向けた**効果的な介護予防策を展開**します。一方で、介護保険サービスの利用状況をみると、給付費全体のうち居宅サービスが半数以上を占めています。中でも通所介護や訪問介護を中心として需要が増加していることから、**安定的な介護保険制度の運営**に向け、**介護人材の確保・育成**など着実な基盤の強化を進めます。

さらに、市内3つの日常生活圏域では、高齢者に占める認知症の割合が最も高い北部、要支援・要介護認定率が最も高い中部、高齢化率が最も高い南部など、それぞれ異なる地域特性がみられるため、各圏域の特性や課題に応じた地域づくりを進めます。

3 調査結果から定める主な方向性

高齢者の運動器機能低下に伴う転倒リスクや社会参加の低下による孤立のリスクの増大、地域での見守りニーズの高まりがみられます。高齢者のニーズに応じた身近な地域での健康づくりや多様な社会参加・就労の促進などにより、**介護予防を推進**します。

また、地域におけるいずれの会・グループにも所属していない高齢者は増加しています。高齢者自身が生きがいを持って地域で主体的に活動できるよう、高齢者を単に「支えられる側（サービスの受け手）」として捉えるのではなく、地域の多様な活動や多世代交流の「支え手」として巻き込み、**高齢者の地域での暮らしを支える体制を整備**します。

さらに、介護が必要になった際にも在宅生活の継続を希望する高齢者が半数以上を占めており、要介護認定者が在宅生活を継続するために、家族等の介護者の高齢化や介護負担の軽減等への対応が求められています。在宅生活を望む声に応えるため、**医療・介護連携**や**認知症になっても住み慣れた地域で暮らしやすい地域づくり**を進め、在宅生活を支える体制のさらなる強化を図ります。

第4章 計画の基本方針と具体的施策

1 計画の基本理念

本市では、前回計画において、基本理念を「住み慣れた地域でいつまでも ～支え合いみんなで創るカリフルライフ～」として掲げ、住み慣れた地域で自分らしく高齢期を過ごすことができるよう、住まい・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に取り組んできました。

いわゆる「団塊の世代」のすべてが75歳以上の後期高齢者となった令和7年（2025年）を超え、今後も高齢者人口は継続して増加する一方で、人口は減少に転じる見込みとなっており、介護サービス需要のさらなる増加、多様化が想定されるため、中長期的な視点に立ち、地域の高齢者介護を支える人的基盤やサービス基盤を計画的に確保していく必要があります。

本計画では、これまでの基本理念を踏襲しつつ、中長期的な見通しのもとで介護保険サービスの需要増加や高齢者の多様なニーズに対応するための体制整備を進め、これまで以上に誰もが安心して住み慣れた地域で継続して暮らすことができるよう、次のとおり基本理念を掲げ、総合的な施策の推進に取り組みます。

【案】

住み慣れた地域でいつまでも

～みんなの支え合いで築く 誰もが安心して共に暮らせるまちづくり～

理由： 前回計画の基本理念（住み慣れた地域でいつまでも ～支え合いみんなで創るカリフルライフ～）の「みんなで」、第5次刈谷市地域福祉計画の基本理念（参加と支え合いで築く 共に暮らせるまち）の「支え合いで築く」「共に」、第8次刈谷市総合計画の基本方針4（支え合い 誰もが安心して暮らせるまちづくり）の「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を組み合わせたもの。

第3章の方向性からも、多様な参画、住民同士の支え合い、認知症と共生する、などの要素を充実していく必要があるため、上記の理念とする。

2 計画の基本目標

基本目標1 介護予防の推進

高齢者が可能な限り自立し、活力に満ちた生活を送ることができるよう、健康づくり・介護予防事業や生きがいづくりに関する取組を推進します。

基本目標2 地域での暮らしを支える体制整備

地域包括支援センターを中心に、様々な主体が連携するとともに地域で支え合えるコミュニティづくりを推進します。また、様々な状況にある高齢者の生活を支える福祉サービスの提供や身近な場所での交流機会の充実を図るとともに、高齢者の移動や住まい等に係る支援を推進します。

基本目標3 在宅医療・介護連携の推進

医療ニーズと介護ニーズをあわせ持つ高齢者が安心して在宅生活を送ることができるよう、在宅医療と在宅介護の連携を強化します。また、日常の療養、入退院、急変時、看取りの各場面で適切に対応できる体制の整備に取り組みます。

基本目標4 認知症施策の充実【刈谷市認知症施策推進計画】

認知症になっても、尊厳を保持しつつ、住み慣れた地域で希望を持って自分らしく暮らし続けることができるようにするとともに、その家族等も安心して日常生活を送ることができるよう、総合的な認知症施策を推進します。

基本目標5 安定的な介護保険制度の運営

介護サービス・介護予防サービスにおける利用者ニーズの把握とそれに合わせたサービスの供給とともに、利用者の状況に応じた適正なサービス利用を促し、安定的な介護保険制度の運営に努めます。また、介護人材の確保や感染症対策等に関する施策を講じることで、サービス事業者への支援体制を強化します。

3 施策の体系

基本目標	施策の方向	重点 取組	具体的な取組
1 介護予防の推進	(1) 健康づくりの推進		①生活習慣病予防対策
			②生涯スポーツの場の提供
			③保健事業と一体的に行う介護予防の実施
			④在宅等での健康づくり
	(2) 高齢者の社会参加や就労等の促進		①高齢者の就業機会や社会参加の機会の提供
			②地域サロン活動の充実
			③生涯学習活動の充実
			④生きがい活動拠点の運営と利用促進
			⑤老人いこいの場の開設
			⑥いきいきクラブの活動支援
			⑦交流事業の推進
			⑧敬老会事業の実施
	(3) 生活支援・介護予防サービスの充実		①介護予防・生活支援サービス事業の推進
			②介護予防普及啓発事業の推進
			③地域リハビリテーション活動支援事業の実施
			④生活支援サービスの活用推進
			⑤自立支援を目指した短期集中予防サービスの拡充
2 地域での暮らしを支える体制整備	(1) 地域包括支援センターの機能充実		①地域包括支援センターの運営
			②地域ケア会議の充実
			③自己評価と市による評価の実施
			④基幹型地域包括支援センターの運営
	(2) 高齢者福祉サービス等の充実		①高齢者の生活支援サービスの推進
			②介護を受ける在宅高齢者等への支援
			③生活環境の改善への支援
			④安全・安心な生活への支援
	(3) 高齢者に配慮した住まいの充実		①多様な高齢者向け住宅に関する情報提供
			②高齢者向け住宅に関する相談体制の確保
			③市営住宅のバリアフリー化
			④シルバーハウジングの運営
			⑤養護老人ホームの運営
	(4) 高齢者の移動支援の充実		①公共交通の充実
			②移動環境のバリアフリー整備
	(5) 高齢者の権利擁護の推進		①高齢者の権利擁護事業の実施
			②高齢者虐待の早期発見
			③高齢者虐待発生時の適切な保護・支援

基本目標	施策の方向	重点 取組	具体的な取組
3 在宅医療・介護連携の推進	(1) 医療・介護連携のための基盤整備		①地域の医療・介護の資源の把握
			②在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の立案
			③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
			④医療・介護関係者の情報共有の支援
			⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援
	(2) 医療・介護連携のための相互理解の促進		①医療・介護関係者の研修
			②地域住民への普及啓発
			③在宅医療・介護連携に関する関係市等との連携
【刈谷市認知症施策推進計画】 4 認知症施策の充実	(1) 認知症への備えと自分らしい暮らしの実現		①認知症予防に関する啓発
			②認知症サポーターの養成・活動支援
			③チームオレンジの取組支援
			④行方不明高齢者等SOSネットワークの活用
			⑤はいかい高齢者個人賠償責任保険事業の実施
	(2) 認知症の人や家族への支援体制の強化		①認知症に関する知識の普及啓発
			②認知症地域支援推進員の活動の推進
			③認知症相談、対応体制の確保
			④認知症の人を介護している家族の支援
			⑤認知症の人の交流の場の創出
5 安定的な介護保険制度の運営	(1) 多様なサービスの提供		①安定した居宅サービスの提供
			②安定した地域密着型サービスの提供
			③安定した施設サービスの提供
			④各種サービスに関する情報提供
	(2) サービスを支える基盤の強化		①介護給付適正化事業の推進
			②介護支援専門員と多職種間の連携強化
			③サービス利用者からの相談体制の構築
	(3) 介護人材の確保・育成		①人材の参入促進
			②介護従事者等の資質向上
			③労働環境・処遇の改善
	(4) 危機管理体制の確保		①災害や感染症対策等の推進
			②介護サービス事業所等の不慮の事態に対する対応

4 具体的施策及び重点取組

基本目標 1 介護予防の推進

施策の方向 1 健康づくりの推進			
	取組	重点	取組の内容
	①生活習慣病 予防対策		○生活習慣病の予防や介護予防のため、特定健康診査や各種がん検診、歯科健康診査等の定期的な受診を促進します。 ○特定健康診査受診と特定保健指導の一体的な実施等、市民が利用しやすい体制の整備により、特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上を図ります。 ○各種事業等において、運動・栄養・口腔等健康に関する知識の普及啓発を推進し、生活習慣病の発症予防および重症化予防を図ります。
	②生涯スポーツの場の提供		○高齢者の生きがいと健康づくりの機会として、各団体・協会との連携により、様々な生涯スポーツの場を提供します。 ○身近な地域におけるスポーツの場として、各中学校区で活動している「刈谷市総合型地域スポーツクラブ」への加入を促進します。
	③保健事業と一体的に行う介護予防の実施		○高齢者の保健事業と介護予防事業等の一体的な実施を展開できるよう、各種データの分析や庁内関係部局間での連携を強化し、介護予防と疾病の重症化予防を図ります。
	④在宅等での健康づくり		○市民センターや市民館において、保健推進員による健康づくり活動の機会を提供します。 ○自主的に活動している高齢者団体や市民団体等の希望に応じて保健師や歯科衛生士等の専門職を派遣し、健康教育を実施します。 ○「かりや健康マイレージ事業」において、協賛企業との連携のもと、楽しみながら健康づくりに取り組む人の増加を図ります。 ○身近な健康づくりの場として、公園の整備の際には、近隣住民のニーズ等を踏まえた健康遊具等の設置を進めます。 ○刈谷市内の公園等において、健康づくりを目的とする高齢者に向けた事業を検討していきます。 ○「げんきプラザ」において、市民一人ひとりの主体的な健康づくりを促進します。

指標 ※数値は記載がない限り各年度末時点。() 内は単位。(以降、同様)				
指標項目	現状値	目標値		
	2025 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
項目については検討中	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			

施策の方向2 高齢者の社会参加や就労等の促進

	取組	重点	取組の内容
	① 高齢者の就業機会や社会参加の機会の確保		○高齢者の就業機会の確保をはじめとする刈谷市シルバー人材センターの活動を補助するとともに、就労支援を実施する機関との連携を図りながらそれらの活用を促します。 ○小学校におけるスクールガードの活動等を通じて、高齢者の社会参加の機会を確保します。 ○住民主体の通いの場の情報を集約し、高齢者に情報提供を行うことで、活動参加を促します。
	② 地域サロン活動の充実		○介護予防活動を積極的に推進する団体に対する補助金制度の条件見直しや内容の充実を通じて、高齢者の活動の幅を広げます。
	③ 生涯学習活動の充実		○高齢者の学習と仲間づくりの機会として「高齢者教室」を開催します。 ○教室の内容及び講師等について、参加者のニーズに応じた魅力ある教室づくりに努めます。
	④ 生きがい活動拠点の運営と利用促進		○高齢者の生涯学習や生きがいづくり、健康づくりの場として、「高齢者交流プラザ（高齢者福祉センターひまわり内）」、「いきいきプラザ（一ツ木福祉センター内）」、「ぬくもりプラザ（南部福祉センターたんぽぽ内）」、「老人センター（各市民センター内）」、「生きがいセンター」を運営し、それぞれの役割や機能等に応じた適切な利用を促進します。
	⑤ 老人いこいの場の開設		○高齢者が気軽に集まり、レクリエーションや趣味の活動を通じた交流を行う場として、市民館、集会所等で老人いこいの場を開設します。
	⑥ いきいきクラブの活動支援		○「健康づくり」、「仲間づくり」、「生きがいづくり」を目的に様々な取組を行ういきいきクラブの活動を支援します。
	⑦ 交流事業の推進		○幼稚園や保育園の行事等を通じた交流や、小中学校の「総合的な学習の時間」等での交流を通じ、幼児・児童・生徒への福祉教育と世代間交流を推進します。
	⑧ 敬老会事業の実施		○長寿を祝うため、各地区等で開催される敬老会を支援するとともに対象者に敬老金を贈呈します。

指標				
指標項目	現状値	目標値		
	2025 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
項目については検討中	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			

施策の方向3 生活支援・介護予防サービスの充実

取組	重点	取組の内容
①介護予防・生活支援サービスの事業の推進		○要支援認定者と基本チェックリスト該当者等を対象に、訪問型サービス、通所型サービス等のサービス・活動事業を実施します。また、総合事業の対象者やサービス単価等について、本市の現状に即した設定を行います。 ○多様なサービスが展開できるよう本市に住む高齢者の現状を民間の介護サービス事業所等と共有、協議の場を設けます。
②介護予防普及啓発事業の推進		○65歳以上の人を対象に、フレイル予防等の観点から運動・口腔・栄養等に関するセミナーを開催することにより、介護予防に取り組む機会を創出します。
③地域リハビリテーション活動支援事業の実施		○関係団体との連携のもと、住民主体で運営するサロン団体等にリハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）を派遣し、運動指導や講話等を行います。
④生活支援サービスの活用推進		○高齢者が生活の中で感じるちょっとした困り事を登録しているサポーターがお手伝いする、ちょこっとささえあい事業の周知を図り、サポーター数を増加させ、利用者にとって使いやすい環境を整備し、利用を促進します。
⑤自立支援を目指した短期集中予防サービスの拡充		○事業対象者または要支援認定者に対し、生活の目標を定め、リハビリテーション専門職等が面談や自宅でできるトレーニングを中心としたサービスを提供し、セルフマネジメント力を身に付ける事業の利用者を拡大します。

指標				
指標項目	現状値	目標値		
	2025 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			

項目については検討中

基本目標２ 地域での暮らしを支える体制整備

施策の方向１ 地域包括支援センターの機能充実

	取組	重点	取組の内容
	①地域包括支援センターの運営		○市内６か所に設置している地域包括支援センターにおいて、地域の高齢者の状況把握、介護予防の推進、高齢者やその家族への総合的な相談や、権利擁護のための取組を行います。 ○断らない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する体制整備に伴い、関係相談機関等との連携を強化します。
	②地域ケア会議の充実		○医療、介護の専門家や地域団体等多職種の関係者が協働して、個別課題や地域課題を共有するとともに、高齢者の自立支援等について検討、推進する地域ケア会議を開催します。 ○医療、介護等の多職種の関係者が参加し、交流する自立支援型地域ケア会議を実施し、支援者の支援の幅を広げ、地域全体で高齢者を支える環境をつくります。 ○地域ケア会議の内容の充実や実施方法の見直しを行い、地域ケア会議で地域課題の解決策を検討し、実際の地域づくりや政策形成等につなげていきます。
	③自己評価と市による評価の実施		○各地域包括支援センターは、実施する事業の自己評価を行い、質の向上を図ります。 ○市は、各地域包括支援センターにおける事業計画や事業実績の状況を把握し、評価を行います。
	④基幹型地域包括支援センターの運営		○市内６か所の地域包括支援センター間の調整や統括、虐待や困難事例の解決に向けた支援を行います。 ○各包括支援センターの機能強化のために、各包括支援センターが抱える課題等を集約し、課題解決に向けた検討会を実施します。

指標				
指標項目	現状値	目標値		
	2025 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			

項目については検討中

施策の方向２ 高齢者福祉サービス等の充実

取組	重点	取組の内容
① 高齢者の生活支援サービスの推進		○【配食サービス】食事の準備が困難な在宅の高齢者に対し、栄養のバランスがとれた食事を提供することにより、高齢者の食の自立をサポートするとともに、安否確認を行います。 ○【福祉電話（声の訪問）】ひとり暮らし高齢者の安否確認のため、電話による定期的な声の訪問を行います。 ○【在宅高齢者見守り安心機器貸与】ひとり暮らし高齢者等を対象に、緊急時にコールセンターに連絡できる機器と屋内に設置する人感センサーを貸与します。 ○【救急医療情報キット】ひとり暮らし高齢者等を対象に、緊急時や災害等に備えて、医療情報や連絡先等の情報を保管するキットを配付します。 ○【ごみなどの戸別収集・粗大ごみの搬出補助】家庭から出るごみや資源を所定の集積場所まで運ぶことが困難な高齢者世帯を対象に、戸別収集を行うことで定期的にごみの排出ができるよう支援をするとともに、安否確認も行います。また、粗大ごみの戸別有料収集が可能な場所まで粗大ごみを持ち出すことが困難な高齢者世帯を対象に、搬出を支援します。
② 介護を受ける在宅高齢者等への支援		○【在宅高齢者見守り安心機器貸与】認知症によりはいかい症状のある高齢者を対象に、緊急時に家族等に連絡できる機能のほか、位置情報を探索できるGPS機能が付いた機器と屋内に設置する人感センサーを貸与します。 ○【ショートステイ】在宅において生活するのに不安のある高齢者を一時的に養護老人ホームで支援します。 ○【在宅要介護高齢者支援金】常時介護を必要とする在宅の高齢者に支援金を支給します。 ○【在宅要介護高齢者おむつ費用助成】常時おむつを必要とする在宅の要介護高齢者に対し、おむつ等の購入に要する費用の一部を助成します。 ○【高齢者タクシー料金助成】電車やバス等を利用することが困難な高齢者の外出を支援するとともに、経済的負担を軽減するため、高齢者タクシーの料金の一部を助成します。 ○【介護タクシー料金助成】通常の自家用車を利用することが困難な高齢者の通院等を支援するため、車いす昇降機やストレッチャーを装備した車両を利用する場合の介護タクシーの料金の一部を助成します。

指標				
指標項目	現状値	目標値		
	2025 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
項目については検討中	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			

	取組	重点	取組の内容
	③生活環境の改善への支援		○【寝具クリーニング】在宅のねたきりまたは認知症の高齢者で団体の衛生管理が困難な人を対象に、寝具のクリーニングを実施します。 ○【出張理美容費助成】外出が困難な在宅のねたきり高齢者を対象に、「出張理美容費助成券」を交付します。 ○【車椅子・車椅子移送車の貸出】病気や怪我等で一時的に歩行が困難になった人に、車椅子を貸し出します。また、車椅子使用者の日常生活の利便性の向上を図るため、車椅子移送車を貸し出します。 ○【住宅改修費補助】【高齢者住宅バリアフリー化工事費補助】要支援・要介護認定者の介護保険の対象を超える住宅改修や要支援・要介護認定を受けていない高齢者の自宅のバリアフリー化工事の費用の一部を補助します。
	④安全・安心な生活への支援		○【緊急通報システム】シルバーハウジングに居住するひとり暮らし高齢者の安全確保と不安解消のため、緊急通報システム機器を自宅に設置します。 ○【耐震シェルター設置費補助】地震による被害を軽減するため、一定の基準を満たした木造住宅に設置する耐震シェルターについて、設置費用を補助します。 ○【家具転倒防止器具取付】高齢者のみの世帯等を対象に、家具転倒防止器具の取付けを代行し、災害時の家具転倒事故を防止します。 ○【避難行動要支援者名簿】災害時の避難支援を目的に、「刈谷市地域防災計画」で定められた避難行動要支援者の名簿を作成します。また、地域、関係機関及び関係課が連携し、避難行動要支援者の個別避難計画を作成します。

指標				
指標項目	現状値	目標値		
	2025 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
項目については検討中	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			

施策の方向3 高齢者に配慮した住まいの充実

	取組	重点	取組の内容
	①多様な高齢者向け住宅に関する情報提供		○高齢者が有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の情報を取得し、利用することができるよう、情報提供を行います。
	②高齢者向け住宅に関する相談体制の確保		○サービスの質の確保や居住者等の不安解消のため、苦情や通報に速やかに対応し、必要に応じて県への情報提供を行います。
	③市営住宅のバリアフリー化		○市民のニーズを踏まえながら市営住宅のバリアフリー化を推進します。市営住宅の建て替えに併せて整備を進めます。
	④シルバーハウジングの運営		○生活援助員が訪問し、生活指導・相談、安否確認、緊急時の対応等を行い、高齢者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう支援します。
	⑤養護老人ホームの運営		○環境上及び経済的理由により居宅で生活することが困難な入所者が、自立した日常生活を営み、社会的活動に参加できるよう必要な指導や訓練を行い、社会復帰を支援します。

指標				
指標項目	現状値	目標値		
	2025 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			

項目については検討中

施策の方向4 高齢者の移動支援の充実

	取組	重点	取組の内容
	①公共交通の充実		○「刈谷市地域公共交通計画」に基づき、コミュニティバス「かりまる」の充実・再編・運行体系の見直しに継続して取り組むとともに、バス停待合環境を改善するなど、利便性向上や利用者拡大に向けた取組を推進します。 ○免許返納者及び75歳以上の高齢者をコミュニティバス「かりまる」の無料対象とし、免許返納による閉じこもりリスクの軽減を図るとともに、高齢者の外出を促進します。 ○デマンド交通をはじめ、地域の特性に応じた移動手段を提供し、高齢者の買い物や通院等の外出を促進します。
	②移動環境のバリアフリー整備		○バリアフリー法に基づき、特定旅客施設である刈谷駅と主要な公共施設等を結ぶ経路や施設の相互間等の経路のバリアフリー整備を推進し、安心して移動できる環境づくりを推進します。

指標				
指標項目	現状値	目標値		
	2025 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
項目については検討中	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			

施策の方向5 高齢者の権利擁護の推進

	取組	重点	取組の内容
	① 高齢者の権利擁護事業の実施		○関係機関等との連携のもとで成年後見制度に関する相談・手続き支援や普及・啓発を推進します。 ○「権利擁護支援推進協議会」を中心に、保健・医療・福祉・介護等幅広い関係者や地域住民により、権利擁護支援を推進するとともに、受任者調整会議により受任候補者の調整を行います。 ○後見業務等の担い手のひとつとして、社会福祉法人刈谷市社会福祉協議会が後見人等を受任します。 ○判断能力が十分でない認知症高齢者のうち、身寄りがいない場合等当事者による審判請求が期待できない状況にある人について、市長が代わって審判請求を行います。 ○成年後見制度の利用にかかる費用負担が困難である人に対して助成を行います。 ○認知症等で判断能力に不安がある人を対象に、福祉サービスの利用に向けた支援を行います。
	② 高齢者虐待の早期発見		○市民や民生委員、介護サービス事業所等に対し、高齢者虐待防止に向けた啓発や研修を実施するとともに通報先や相談先の周知を行い、虐待の防止及び早期発見につなげます。 ○養護者に対し、介護疲れの解消や介護等の負担軽減を図るため、相談体制の確保や指導及び助言を行います。
	③ 高齢者虐待発生時の適切な保護・支援		○虐待が発生した場合には、早期にコアメンバー会議を開催し、関係団体・組織等との連携のもと、緊急一時保護居室の確保等により、適切な保護・支援を実施します。

指標				
指標項目	現状値	目標値		
	2025 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
項目については検討中	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
	00.0	00.0	00.0	00.0

基本目標 3 在宅医療・介護連携の推進

施策の方向1 医療・介護連携のための基盤整備			
	取組	重点	取組の内容
	①地域の医療・介護の資源の把握		○地域の医療機関、介護サービス事業所等の住所、連絡先、機能等を把握し、これまでに把握している情報と合わせて、地域の医療・介護関係者と共有します。
	②在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の立案		○在宅医療・介護連携推進協議会を開催し、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、対応策等の立案を行います。
	③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進		○地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、支援が必要となる4場面（日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り）を中心に、切れ目なく一体的に在宅医療と在宅介護が提供される体制の構築に向けた取組を企画・立案します。 ○今後のさらなる高齢化を見据え、医師会等との連携のもとで、看取り等に関する取組や認知症高齢者への対応を強化するための取組について検討を進めます。 ○多職種連携マニュアルの周知・活用を促します。 ○多職種での交流会を開催し、多職種連携の推進を図ります。
	④医療・介護関係者の情報共有の支援		○情報共有ツール「えんjoyネット刈谷」に関する課題の抽出や検討を行い、地域の医療・介護関係者間の情報共有の促進を図ります。 ○情報共有ツールの操作研修や、活用方法に関する好事例の発信等を通じ、効果的な情報共有を促進します。
	⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援		○地域の在宅医療・介護連携を支援する相談窓口である「刈谷・知立・高浜在宅医療・介護連携支援センター」の周知を行い、活用を促進します。

指標				
指標項目	現状値	目標値		
	2025 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
項目については検討中	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			

施策の方向２ 医療・介護連携のための相互理解の促進

	取組	重点	取組の内容
	①医療・介護関係者の研修		○地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、多職種でのグループワーク等の研修を行います。また、必要に応じて、地域の医療関係者には介護に関する研修会等を、介護関係者には医療に関する研修会等を開催します。
	②地域住民への普及啓発		○在宅医療や介護に関する講演会の開催、パンフレットの作成・配布等により、地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進します。 ○出前講座等を通じて、自身の人生の最期の迎え方を含めた今後の医療や介護の方針を話し合うことの必要性について、普及・啓発を行います。
	③在宅医療・介護連携に関する関係市等との連携		○刈谷医師会の圏域である知立市、高浜市と連携して、広域連携が必要な事項について協議します。また、他市町村の好事例等の収集に努め、今後の在宅医療・介護連携の施策を推進していきます。

指標				
指標項目	現状値	目標値		
	2025 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
項目については検討中	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			

基本目標 4 認知症施策の充実【認知症施策推進計画】

施策の方向 1 認知症への備えと自分らしい暮らしの実現			
	取組	重点	取組の内容
	① 認知症予防に関する啓発		○認知症と関わりの深い生活習慣病の予防に関する情報提供や啓発を行い、認知症の発症予防を推進します。 ○脳の健康度をチェックし、認知症について考えるきっかけをつくります。また、早期発見やその後の支援につなげるため、医師等専門家と連携していきます。
	② 認知症サポーターの養成・活動支援		○地域コミュニティや学校、企業等との連携のもとで認知症サポーターの養成を行います。 ○認知症サポーター養成講座受講修了者を対象にステップアップ講座を開催します。 ○認知症地域支援推進員と連携し、刈谷市認知症サポート事業所（認知症サポーター養成講座を受講した従業員が所属する市内事業所）を増やします。
	③ チームオレンジの取組支援		○認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ講座を受講した人で構成される「チームオレンジ」が、認知症の人やその家族のニーズに合った具体的な支援を行える仕組みを構築します。
	④ 行方不明高齢者等 SOS ネットワークの活用		○行方不明になった認知症の人を地域の協力により早期に発見できるよう、警察や市内の関係機関、近隣市町と情報連絡の体制を構築し、行方不明高齢者等の安全確保と家族等への支援を行います。 ○行方不明高齢者等 SOS ネットワークに事前登録した人を対象に、QRコードが添付された見守りシールを配付し、早期発見につなげます。
	⑤ はいかい高齢者等に対する支援		○認知症によるはいかい高齢者の安全確保、事故防止等の観点から、地域での見守り体制の強化を目的とした搜索模擬訓練を実施します。 ○認知症によるはいかいにより鉄道事故を起こすおそれのある高齢者等を対象に、本人及び家族の損害賠償負担の軽減を図ります。

指標				
指標項目	現状値	目標値		
	2025 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
項目については検討中	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			

施策の方向２ 認知症の人や家族への支援体制の強化

	取組	重点	取組の内容
	① 認知症に関する知識の普及啓発		○認知症の人やその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか理解できるよう、認知症ケアパスの普及と活用を促します。 ○幅広く市民に認知症に関する知識を身に付けてもらうため、市民だよりやLINE等を通じた周知・啓発を図ります。
	② 認知症地域支援推進員の活動の推進		○各地域包括支援センターに配置している「認知症地域支援推進員」について、情報共有を図りながら地域の実情に応じて連携支援や相談支援等の活動の推進を図ります。 ○「生活支援コーディネーター」を兼務する「認知症地域支援推進員」を中心に、地域と認知症の人とのつながりを強化していきます。
	③ 認知症相談、対応体制の確保		○複数の専門職で構成される初期集中支援チームが、認知症の初期からアセスメントや家族の支援のために家庭訪問等を行い、適切な医療や介護に繋がります。 ○認知症の人を介護する家族の悩み・相談について、専門医が個別に対応する相談会を実施します。
	④ 認知症の人を介護している家族の支援		○認知症の人を介護している家族を対象に、専門職等による実践に基づいた講義を開催することで、介護の知識を深め、介護負担の軽減を図ります。 ○認知症の人を介護する家族等の交流会を開催し、互いに悩みを相談し、情報交換を通じて介護に対する不安の軽減を図ります。
	⑤ 認知症の人の交流の場の創出		○認知症の人やその人を介護している人が、情報交換や相談、交流ができる場として認知症カフェを開催します。 ○認知症の人が集い、本人同士が主となって、自らの体験や感じている思い、これからのより良い暮らしに向けて語り合う場として認知症本人交流会を開催します。

指標				
指標項目	現状値	目標値		
	2025 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
項目については検討中	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			

基本目標 5 安定的な介護保険制度の運営

施策の方向 1 多様なサービスの提供			
	取組	重点	取組の内容
	① 安定した居宅サービスの提供		○必要なサービスが多く選択肢から選べるように、利用者には市内にある介護サービス事業所等の一覧を提供するとともに、介護支援専門員には、サービス提供事業者との連携強化を支援します。 ○アンケート調査等で把握した市民ニーズ等を公表するとともに、新規参入を検討している介護サービス事業所等の相談に対応する等、事業所の参入を促進します。
	② 安定した地域密着型サービスの提供		○可能な限り住み慣れた地域において、継続した生活を送ることができるよう、利用者ニーズやサービス提供事業者の状況を考慮し、提供体制の確保に努めます。 ○アンケート調査等で把握した市民ニーズ等を公表するとともに、新規参入を検討している介護サービス事業所等の相談に対応する等、事業所の参入を促進します。
	③ 安定した施設サービスの提供		○介護認定の結果に応じたサービスの種類や、愛知県内の施設の一覧を情報提供します。
	④ 各種サービスに関する情報提供		○サービスの内容を紹介する情報誌の発行や出前講座等を通じ、介護保険に関する普及・啓発を行います。

指標				
指標項目	現状値	目標値		
	2025 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
項目については検討中	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			

施策の方向2 サービスを支える基盤の強化

取組	重点	取組の内容
①介護給付適正化事業の推進		○介護給付適正化計画を本計画に併せて位置づけ、下記の取組を実施します。 ○研修等への参加を通じて、運営指導にあたる職員の効率的かつ効果的な指導監督手法の修得に努めます。
②介護支援専門員と多職種間の連携強化		○医療的ケアが必要な要支援・要介護認定者のケアマネジメントの質の向上に向け、在宅医療・介護連携推進協議会を活用し、介護支援専門員と医療関係者との連携を強化します。 ○6つの地域包括支援センターとそれを後方支援する基幹型地域包括支援センターの連携により、介護支援専門員の支援体制の充実を図ります。 ○在宅医療・介護連携推進協議会で課題の抽出を行い、交流会を開催するなど、介護支援専門員を含めた多職種連携の推進を図ります。
③サービス利用者からの相談体制の構築		○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設及びグループホーム等に介護相談員を派遣し、サービス利用者の疑問や不満、不安を解消するとともに、派遣を受けた介護サービス事業所等でのサービスの質の向上を図ります。また、受け入れ先拡大を推進します。 ○サービス提供内容に関する相談窓口を周知します。

「介護給付適正化事業の推進」に係る具体的取組（刈谷市介護給付適正化計画）

取組	取組の内容
要介護認定の適正化	適切かつ公平な要介護認定に資するよう、原則、市職員が認定調査を行うとともに、すべての調査結果の内容を市職員が点検します。
ケアプランの点検	居宅介護支援事業所にケアプランの提出を求め、利用者の自立支援に資するよう適切に作成されているかなどを点検し、介護支援専門員への指導や助言を行います。必要に応じて、適切な住宅改修であるか、福祉用具の利用であるかなども確認します。
縦覧点検・医療情報との突合	国民健康保険団体連合会から提供されるデータを活用し、サービス事業者からの介護給付費の請求内容の点検を行います。
運営指導の実施	適切な介護サービスの確保を図るため、介護サービス事業者に対し、3年に1回以上の運営指導を継続して行います。

指標				
指標項目	現状値	目標値		
	2025 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
項目については検討中	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			

施策の方向3 介護人材の確保・育成

	取組	重点	取組の内容
	①人材の参入促進		○介護サービス事業所等への就職希望者を対象に、介護職員初任者研修の資格取得から事業所への就職までを支援する仕組みの構築を図ります。 ○介護に関心を持つ介護未経験者に対し、介護の業務に携わる上での不安を払拭するため、基本的な知識を研修することにより、介護分野への参入を促進します。 ○介護助手の確保を目的に、マッチング支援等を実施します。 ○市民だよりやホームページ、SNS、各種イベント等を通じ、介護職の魅力発信の機会をつくります。 ○市内の中学生等に向けて介護に関するパンフレットを配付し、若い世代に対して介護職の魅力を発信します。
	②介護従事者等の資質向上		○既に介護サービス事業所等で勤務する職員を対象に介護職員初任者研修の資格取得を支援します。 ○介護給付適正化事業のケアプランの点検結果を分析し、市内の介護支援専門員の資質向上のための研修を開催します。 ○様々な機会を通じて居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所に対して「ケアマネジメントの基本方針」の周知を図ります。 ○主任介護支援専門員の資格取得・更新に係る補助制度を継続して実施します。 ○介護サービス事業者等に対し、県や市が開催する研修等の情報提供を行うとともに参加を促し、介護従事者の質の向上を支援します。 ○事業所連絡会を通じて介護サービス事業所等間のつながりを強化するとともに、情報交換等による介護従事者等の介護の質の向上を目指します。
	③労働環境・処遇の改善		○市内介護サービス事業所等における、若手職員を対象にした交流会や研修等を実施します。 ○本市の健康づくりや女性活躍等を推進する優良企業認定制度の活用を通じ、より働きやすい職場環境への改善を促進します。 ○他機関が実施する介護職員の相談窓口について、市内介護サービス事業所等に周知します。 ○新たな介護テクノロジーを紹介するとともに、国や県等による導入支援に関する取組・制度の周知及び利用促進を図ります。 ○介護サービス事業所等の負担軽減を図るため、行政手続きの簡素化に向けた取組を検討します。 ○業務効率化等に取り組む市内介護サービス事業所等の取組を他の事業所へ周知するなど、業務効率化等の取組を促進します。

指標				
指標項目	現状値	目標値		
	2025 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			

施策の方向4 危機管理体制の確保

	取組	重点	取組の内容
	①災害や感染症対策等の推進		○介護サービス事業所等に感染管理認定看護師を派遣し、感染症対策に関する正しい知識の普及を進めるとともに、感染症発生時には拡大防止に向けて現地で助言や指導を行います。 ○運営指導を通じて業務継続計画等を点検し、有事における介護サービス事業所等の対応強化を図ります。 ○運営推進会議を通じて、訓練実施の必要性を説明しつつ、地域の防災訓練への参加を促します。 ○県等が実施する防災設備の整備等に関する支援について、周知します。 ○有事の際には、適切な災害等対応体制のもと、利用者や介護サービス事業所等職員の安全を支援します。
	②介護サービス事業所等の不慮の事態に対する対応		○継続的なサービス利用に向けて、介護サービス事業所等の状況把握や代替施設等の調整等を行います。

指標				
指標項目	現状値	目標値		
	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
項目については検討中	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			
	00.0	00.0	00.0	00.0
	この枠に現状値・目標値の算出根拠を記載			

5 計画の成果目標指標

各基本目標において成果指標を設定し、次期計画の策定開始年度にあたる令和 10 年度（2028 年度）に実施する高齢者等実態調査で評価を行います。

【基本目標 1 介護予防の推進】の成果目標

指標項目	現状値	目標値
	2025 年度	2028 年度
	●●%	●●%
	●%	●●%
【基本目標 2		
	直 年度	目標値 2028 年度
	●%	●●%
【基本目標 3		
	直 年度	目標値 2028 年度
	●%	●●%
	●%	●●%
【基本目標 4		
	直 年度	目標値 2028 年度
	●%	●●%
【基本目標 5		
指標項目	現状値 2025 年度	目標値 2028 年度
	●●%	●●%

第5章 介護保険事業費と介護保険料

- 1 保険料算定の手順
- 2 被保険者数・認定者数の推計
- 3 施設・居住系サービス利用者数の推計
- 4 居宅サービス利用者数の推計
- 5 介護保険給付費等の見込み
- 6 第1号被保険者の保険料

第 6 章 計画の推進体制

1 計画の進行管理

2 保険者機能強化推進交付金等の活用

資料編

1 策定の経過

2 懇話会

3 用語説明（介護保険サービス）

4 用語説明（五十音順）

第 10 期刈谷市介護保険事業計画・刈谷市高齢者福祉計画

発 行 令和 9 年（2027 年）3 月

発行者 刈谷市 ／ 編集 福祉健康部長寿課

〒448-8501 刈谷市東陽町 1 丁目 1 番地

TEL:0566-62-1013

FAX:0566-24-2466